

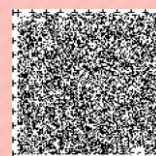
東京都北区 スポーツ推進計画

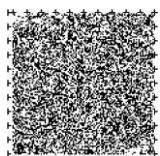
「スポーツで創る地域のきずな
スポーツを楽しめるまち北区」



令和2(2020)年3月

 東京都北区





東京都北区スポーツ推進計画の策定にあたって



スポーツは、多くの人に感動を与え、体力向上や健康の維持・増進を図り、チームワークやフェアプレー精神を育みます。

北区では、区民の方々がよりスポーツに親しめるよう、平成 24（2012）年 8月に「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」を策定しました。計画策定後約 8年が経過し、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。平成 27（2015）年にスポーツ庁の設置、令和元（2019）年ラグビーワールドカップ 2019™の開催、そしていよいよ東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。これを契機に、北区の地域的な特性を生かし、だれもがスポーツを様々な立場で楽しめるよう、さらにスポーツ参加機会の充実を図っていく必要があります。

改定の大きな特徴として従来の数値目標の「18 歳以上のスポーツ実施率」に加えて、「働き盛り・子育て世代」と「障害者」のスポーツ実施率を新たに設定しました。また、全世代を対象としたスポーツ推進を新たな施策の方向として位置づけました。

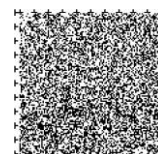
本計画に基づき「区民とともに」スポーツを通じて、いくつになっても、だれもが自分らしく輝き、活躍できる社会の実現をめざしてまいります。

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、各団体の代表、公募区民の皆さまからなる検討委員会でご議論いただきました。また区議会・教育委員会をはじめ、パブリックコメント等で、多くの皆さまから幅広くご意見をいただき、できる限り計画に反映させるよう努めてまいりました。

ご意見・ご提案をいただきました皆さま方に、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

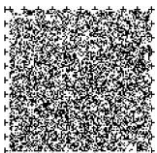
令和 2（2020）年 3月

東京都北区長 花川 與惣太



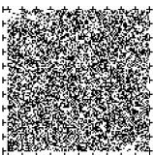
目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国や東京都の動き.....	2
3 北区の取組み	3
4 スポーツの捉え方.....	5
5 計画の位置付け	6
6 計画の期間.....	7
7 計画の評価.....	7
8 計画の改定のポイント	8
第2章 北区の現状と課題	9
1 北区の人口	9
2 区内のスポーツ施設.....	11
3 区内の学校等体育施設.....	12
4 区内のスポーツ団体.....	13
5 区民のスポーツの実施状況について.....	14
6 課題のまとめ.....	32
第3章 計画の理念・基本目標	33
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
3 数値目標.....	35
4 施策の体系図.....	36



第4章 施策の展開	38
基本目標Ⅰ ライフステージ等に応じてスポーツを楽しめる機会づくり	38
(1) 子どもの体力向上とスポーツ参加機会の拡充.....	39
(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への参加促進.....	41
(3) 高齢者のスポーツ参加促進といきがづくり.....	43
(4) 障害の有無に関わらないスポーツ推進.....	44
(5) 全世代を対象としたスポーツ推進.....	46
基本目標Ⅱ スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり	47
(1) スポーツを支える人材の育成・活躍.....	48
(2) 地域のスポーツ団体の育成・支援・充実.....	50
(3) 家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進.....	52
(4) 東京2020大会を契機とした「トップアスリートのまち・北区」の推進.....	55
(5) スポーツ交流等による競技力の向上.....	57
基本目標Ⅲ 気軽にスポーツに関わることができる環境づくり	60
(1) 身近なところでスポーツができる施設の充実.....	61
(2) スポーツ観戦環境の充実.....	64
(3) スポーツ推進のための庁内連携	65
第5章 推進体制	66
1 各主体の役割分担.....	66
参考資料	68
1 策定経過.....	68
2 東京都北区スポーツ推進計画検討委員会設置要綱.....	69
3 東京都北区スポーツ推進計画検討委員会委員名簿.....	71
4 東京都北区スポーツ推進計画に係る庁内連絡会議設置要領.....	72







計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

人はスポーツを行うことによって、喜びや達成感を覚えます。また、選手がスポーツに懸命に取り組む姿は、多くの人に感動を与えます。そして、スポーツを継続的に実施することで体力の向上、健康の維持・増進も期待できます。スポーツによる競争とその努力の過程は、人間的な成長を促し、仲間とのチームワークやフェアプレーの精神を育みます。

スポーツ基本法（※1）では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

このように、スポーツは、単なる運動にとどまらず、権利として保障されるべきものであり、QOL（生活の質）の向上という点において、非常に重要な役割を果たします。

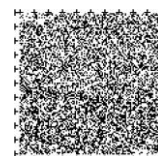
スポーツを取り巻く大きな動きとしては、平成 27（2015）年 10 月に文部科学省の外局として、国のスポーツ振興や、その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置され、国としてもスポーツの一層の推進に向けて取り組んでいます。

加えて、令和元（2019）年に東京都を含む全国 12 都市でラグビーワールドカップ 2019™ が開催されました。また、令和 3（2021）年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）の開催が予定されています。

区では、北区基本構想の 3 つの基本目標のなかで、「一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまち北区」を掲げ、生涯スポーツ（※2）の推進のため、身近なスポーツの場の整備と参加機会の拡充をめざしています。その実現をめざし、平成 24（2012）年 8 月に、10 年間を実施期間とする「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」を策定しました。

※1 **スポーツ基本法**：昭和 36（1961）年に制定されたスポーツ振興法（昭和 36（1961）年法律第 141 号）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める法規。平成 23（2011）年 6 月 24 日に、平成 23（2011）年法律第 78 号として公布された。

※2 **生涯スポーツ**：だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも、主体的にスポーツに親しむことであり、生涯スポーツ社会の実現はわが国をはじめ、多くの国で重要な政策課題となっている。



今回、近年のスポーツ推進を取り巻く社会動向等を踏まえ、区民の週1日以上スポーツを行う18歳以上の割合のさらなる向上をめざし、本計画を策定することとします。

2 国や東京都の動き

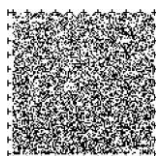
(1) 国の動向

国では、平成22(2010)年8月に『新たなスポーツ文化の確立』をめざす姿に掲げた「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」を策定するとともに、平成23(2011)年6月には「スポーツ振興法」を50年ぶりに改定し、新たに「スポーツ基本法」を制定しました。また、同法に基づき平成24(2012)年3月に策定された「スポーツ基本計画」(※3)において、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を定めました。

その後、平成27(2015)年10月には、文部科学省の外局として、国のスポーツ振興や、その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置され、スポーツの一層の推進に向けて取り組んでいます。

平成29(2017)年3月には、「スポーツ基本計画」の見直しを行い、「第2期スポーツ基本計画」を策定しています。同計画は、計画の理念を「スポーツの価値」として具体化するとともに、障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化等、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込み、スポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針として位置付け、数値を含む成果指標を第1期計画と比較し大幅に増加しています。平成30(2018)年9月には、スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～が策定されました。

※3 スポーツ基本計画：スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための指針として位置付けられるもの。



(2) 東京都の動向

東京都では、平成 24（2012）年 3 月に「東京都障害者スポーツ振興計画」と平成 25（2013）年 3 月に「東京都スポーツ推進計画」を策定し、都民のスポーツの推進に向けた取組みを進めていました。両計画の策定後、東京 2020 大会及びラグビーワールドカップ 2019™ の開催決定や、都民の障害者スポーツへの関心の高まり等、東京都のスポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境変化を的確に捉え、新たな施策を効果的に展開するとともに、スポーツ振興全般について、障害のある方（※4）に配慮した視点を持って施策を幅広く展開していくため、「東京都スポーツ推進計画」と「東京都障害者スポーツ振興計画」の2つの計画を統合し、平成 30（2018）年 3 月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しています。この計画に基づき、都民（18 歳以上）の週に 1 回以上のスポーツ実施率 70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現をめざしています。

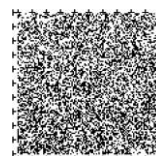
3 北区の取組み

北区では、生涯スポーツ振興計画として、平成 15（2003）年 12 月に「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」を策定して以来、多くの区民がスポーツを「する」「みる」「かたる」「ささえる」ための環境づくりを推進してきました。

国において平成 23（2011）年 8 月にスポーツ基本法が施行され、スポーツを推進することが地方公共団体の責務であることが規定されたことから、これに基づき、北区の実情にあわせた「地方スポーツ推進計画」として、スポーツライフビジョンを見直し、平成 24（2012）年 8 月に「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」を策定しました。

この計画のもと、区民がスポーツ活動を通じて健康的な心身を培い、生活上のストレスを低減させ、住民間の交流やコミュニケーションが促進されるよう、取組みを進めてきました。また、平成 27（2015）年 9 月にスポーツ施設のバリアフリー化の最終報告を行い、施設のバリアフリー化についても推進しています。

※4 障害のある方：障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある人について、「障害のある方」「障害者」とする。本計画では、区の上位計画や関連計画と使用の整合性を図ることとした。



第1章 計画の概要

身近なスポーツの場の整備やスポーツに参加する機会の拡充に努め、東京2020大会への気運醸成、障害者スポーツイベント等の各種事業の実施、総合型地域スポーツクラブ（※5）の設立等により、区民のスポーツ実施率は向上していますが、さらなる向上をめざした取組みが必要となっています。

	国の動き	東京都の動き	北区の動き
第1章 平成23 (2011)年	・スポーツ基本法の制定（6月）		
平成24 (2012)年	・スポーツ基本計画の策定（3月）	・東京都障害者スポーツ振興計画の策定（3月）	・東京都北区スポーツ推進計画の策定（8月）
第2章 平成25 (2013)年		・東京都スポーツ推進計画の策定（3月） ・東京2020大会開催決定（9月）	
平成26 (2014)年			
第3章 平成27 (2015)年	・スポーツ庁の設置（10月）		・「区内スポーツ施設等のバリアフリー化の推進について」の最終報告（9月）
平成28 (2016)年			
第4章 平成29 (2017)年	・第2期スポーツ基本計画の策定（3月）		・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた北区の取組方針策定（6月）
平成30 (2018)年	・スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～の策定（9月）	・東京都スポーツ推進総合計画の策定（3月）	

※5 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルにあわせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを指す。東京都では地域スポーツクラブという。

4 スポーツの捉え方

本計画はスポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった人たちにも気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

また、障害の有無に関わらないスポーツの推進に向け、「障害者スポーツ」の概念を障害のある方が取り組むスポーツと捉えています。

《本計画における「スポーツ」の捉え方》

ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ウォーキングや軽い体操等、健康の維持増進や介護予防（※6）、自然に親しむ野外活動、レクリエーションやコミュニケーションのための運動等、目的をもった身体活動を幅広くスポーツとして扱います。

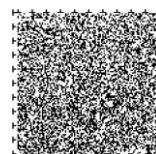
様々なスポーツ



《本計画における「障害者スポーツ」の捉え方》

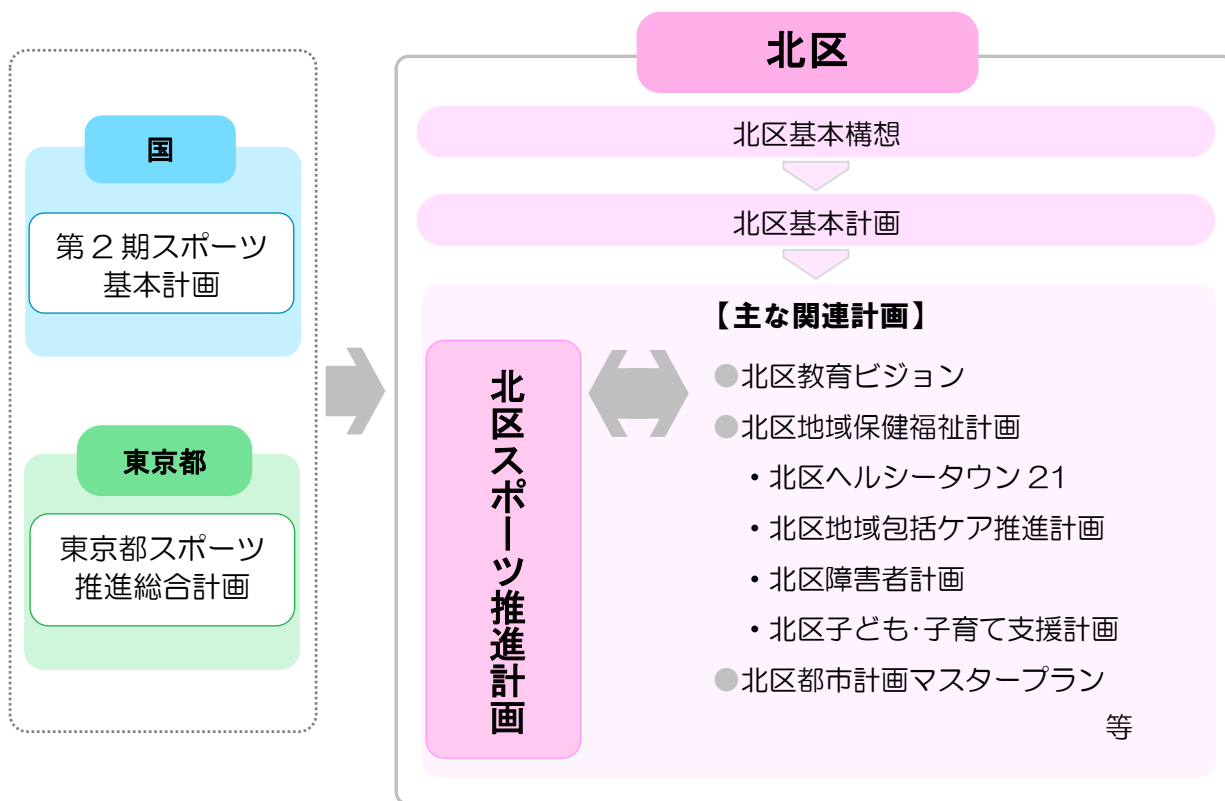
障害のある方でもスポーツができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツという意味に留まらず、「障害のある方が取り組むスポーツ」という意味で「障害者スポーツ」という言葉を捉えています。

※6 介護予防：高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもの。



5 計画の位置付け

本計画は、国及び東京都の「第2期スポーツ基本計画」や「東京都スポーツ推進総合計画」と北区の「北区基本計画」や「北区教育ビジョン」等の関連計画との整合性を図り、すべての世代のスポーツ推進のための行動計画として位置付けます。



第1章

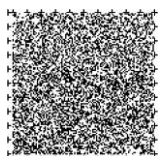
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



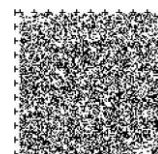
6 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。なお、社会情勢や進捗状況により、5年を目途に必要なに応じて計画の見直しを行うものとします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
北区スポーツ推進計画									
北区基本構想									
北区基本計画2020									
(国) 第2期 スポーツ基本計画									
(都) 東京都スポーツ推進総合計画									

7 計画の評価

本計画における各施策を効果的に実施していくために、庁内への「進捗状況調査」を毎年行い、施策の進捗状況を把握します。また、区民やスポーツ団体等から評価する機会を設けるために、「スポーツ活動に関するアンケート調査」等を適時行い、ホームページ等で公表します。

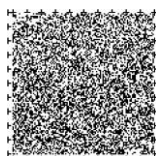


8 計画の改定のポイント

- 社会状況等の変化に伴い、基本理念を「地域の交流や連携・協働を促し、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるまち」から「スポーツで創る地域のきずな スポーツを楽しめるまち北区」へと見直しました。
- 進捗状況を評価する数値目標を、1つから3つに変更しました。18歳以上のスポーツ実施率に加えて、「働き盛り・子育て世代」と「障害者」のスポーツ実施率を新たに設定しました。
- 全世代を対象としたスポーツ推進を新たな施策の方向として位置付けました。
- 東京2020大会を契機とした「トップアスリートのまち・北区」の推進、スポーツ観戦環境の充実を新たな施策の方向として位置付けました。
- スポーツ推進のための庁内連携を新たな施策の方向として位置付けました。
- 新たに策定した「北区基本計画2020」との整合を図りました。

スポーツ実施率

スポーツ推進の実態や成果を示す指標として「スポーツ実施率」が用いられます。スポーツ実施率には、1年間に運動やスポーツを行った成人の割合、週1日（あるいは1回）以上運動・スポーツを行う成人の割合、週3日（あるいは3回）以上運動・スポーツを行う成人の割合等が用いられます。本計画では、「週1日以上運動・スポーツを行う区民の割合」をスポーツ実施率としています。なお、学齢期の児童・生徒は、学校における体育的活動に参加しているため、別途扱われることが多いです。



第2章

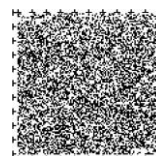
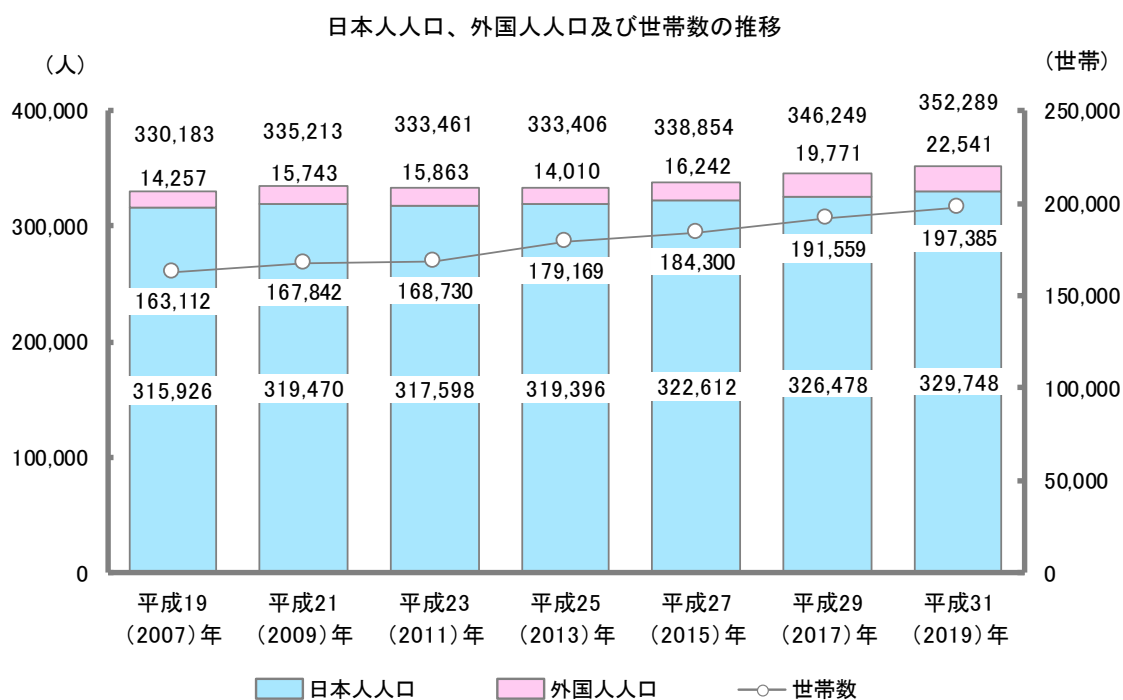
北区の現状と課題

1 北区の人口

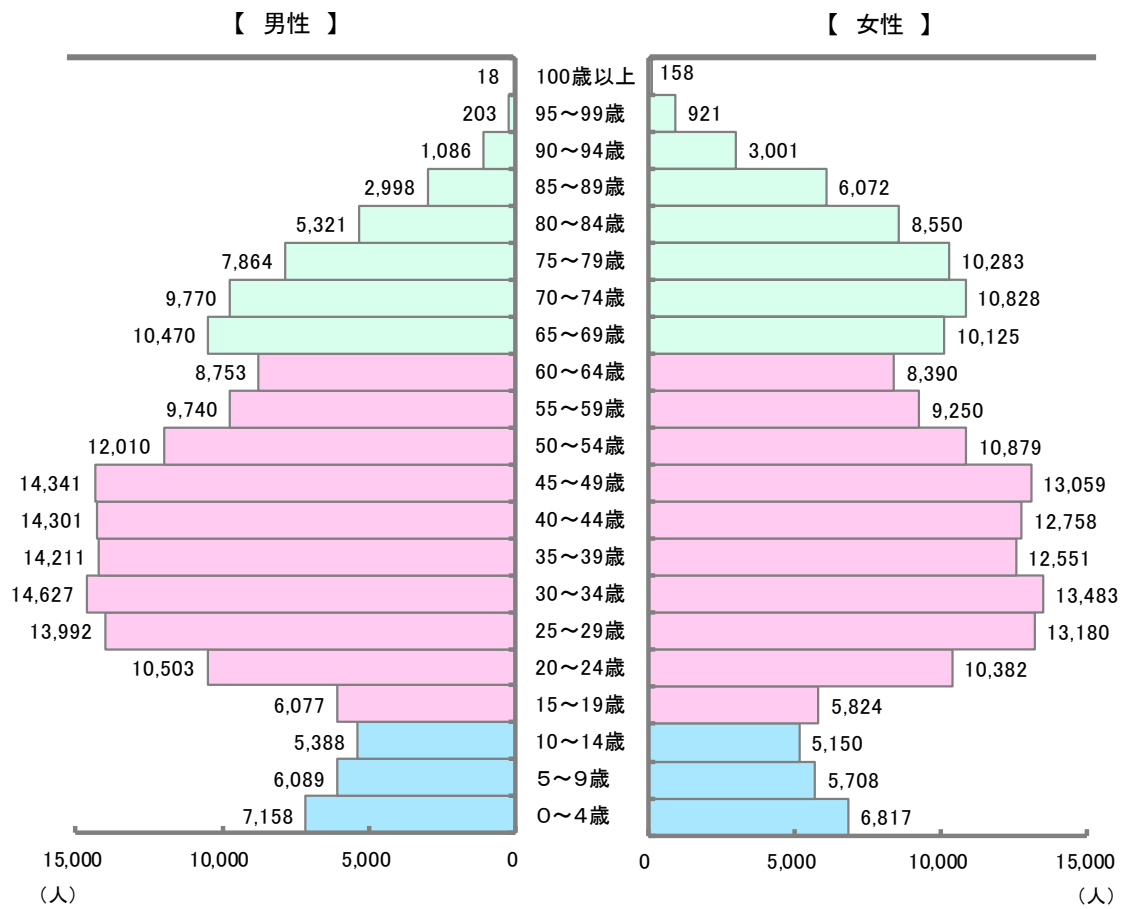
北区の人口、世帯数の推移をみると、人口は平成19（2007）年以降年々増加し、平成31（2019）年には35万人を突破しています。世帯数についても同様に増加し、平成31（2019）年で197,385世帯となっています。

また、外国人人口の推移をみると、平成25（2013）年から年々増加傾向にあり、平成31（2019）年には22,541人となっています。

さらに、平成31（2019）年4月1日時点の人口を年齢別にみると、30～40歳代が多くなっています。



年齢別人口構成



男性の合計	174,920 人
女性の合計	177,369 人
合計	352,289 人 (うち外国人 22,541 人)

資料：住民基本台帳（平成31（2019）年4月1日現在）

第1章

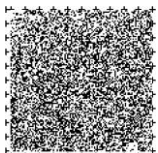
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



2 区内のスポーツ施設

区内には下記施設の他に、トップアスリート（※7）がトレーニングを行う国立スポーツ科学センター（※8）や味の素ナショナルトレーニングセンター（※9）、味の素フィールド西が丘（※10）、東京都障害者総合スポーツセンター（※11）といった国や東京都の施設もあります。

令和2（2020）年3月現在

種類	数	施設名	所在地
野球場	13面	中央公園野球場（2面）	十条台 1-2-1
		新荒川大橋野球場（9面）	赤羽 3-29 先
		岩淵水門野球場（2面）	志茂 5-41 先
庭球場	20面	桐ヶ丘体育館庭球場（6面）	赤羽台 3-17-57
		中央公園庭球場（2面）	十条台 1-2-1
		新河岸川庭球場（5面）	岩淵町 41
		滝野川体育館庭球場（3面）	西ヶ原 2-1-6
		浮間舟渡庭球場（4面）	浮間 4-27-1 新河岸東公園内
プール	5カ所	十条台小学校温水プール	中十条 1-5-6
		王子プール※夏季のみ営業	王子 3-24-1 王子 3 丁目児童遊園内
		谷端プール※夏季のみ営業	滝野川 7-42-1 南谷端公園内
		桐ヶ丘プール※夏季のみ営業	桐ヶ丘 1-8-1 桐ヶ丘中央公園内
		元気ぷらざ	志茂 1-2-2 2
サイクリングロード	1カ所	中央公園サイクリングロード	十条台 1-2-1
体育館	3館	桐ヶ丘体育館	赤羽台 3-17-57
		滝野川体育館	西ヶ原 2-1-6
		赤羽体育館	志茂 3-46-16

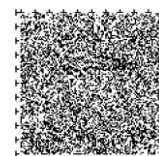
※7 トップアスリート：プロスポーツ選手やオリンピック出場選手等、高度な競技力を有する競技者を指す。

※8 国立スポーツ科学センター（JISS：Japan Institute of Sports Sciences）：日本の国際競技力向上に向け、スポーツ科学・医学・情報の分野から支援を行う拠点。日本オリンピック委員会や各競技団体と連携し、各専門領域の調査・研究を推進するとともに、その成果を踏まえて競技者・指導者等への支援を行っている。

※9 味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC：National Training Center）：国立スポーツ科学センターと一体となった、国際競技力向上のための強化活動拠点。

※10 味の素フィールド西が丘：国立スポーツ科学センターにあるサッカー専用の球技場。昭和 47（1972）年に国立西が丘競技場として建設された。サッカー場は、国際試合、天皇杯予選、全日本大学選手権、関東大学リーグ、全日本女子選手権、全国高校選手権等に幅広く利用されている。

※11 東京都障害者総合スポーツセンター：東京都における障害のある方のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るために設置された障害のある方専用のスポーツ施設。



令和2（2020）年3月現在

種類	数	施設名	所在地
運動場	1カ所	北運動場	神谷 2-47-6
競技場	1カ所	赤羽スポーツの森公園競技場	赤羽西 5-2-27
サッカー場	1カ所	新荒川大橋サッカー場	赤羽北 1-22-22 先
多目的広場	3カ所	谷端プール多目的広場 *プール開設時を除く	滝野川 7-42-1
		北ノ台スポーツ多目的広場	上十条 5-14-4
		豊島北スポーツ多目的広場	豊島 5-3-13
スポーツ広場	1カ所	浮間子どもスポーツ広場	浮間 4-27-1

3 区内の学校等体育施設

区では、学校教育に支障のない範囲で地域のスポーツの場として区立小・中学校等の校庭、体育館を開放しています。

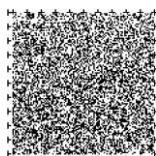
令和2（2020）年3月現在

	地区体育館（体育館） （※12）	地区体育館（武道場） （※13）	学校校庭夜間開放 （※14）
開放日	毎週火・木・土曜の夜間 毎月第1、第3日曜の 午前・午後 ※教育総合相談センターに ついては、平日の夜間、 土・日の午前・午後・夜間	毎週火・木・土曜の夜間 毎月第1、第3日曜の 午前・午後	毎週5日間（開放日は学校に より異なる）
種目	バレーボール バドミントン バスケットボール 卓球（田端中を除く） フットサル（十条富士見中 のみ可）	剣道 空手 柔道 ダンス等	テニス サッカー
開放校	堀船小、十条台小、 なでしこ小、西浮間小、 王子桜中、十条富士見中、 明桜中、稲付中、 赤羽岩淵中、桐ヶ丘中、 田端中、滝野川紅葉中、 教育総合相談センター	稲付中、赤羽岩淵中、 滝野川紅葉中	【テニス】 滝野川第二小、 滝野川第五小、 十条富士見中 【サッカー】 十条富士見中、稲付中、 赤羽岩淵中、浮間中、 桐ヶ丘中、滝野川紅葉中

※12 地区体育館（体育館）：地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ることを目的として、教育委員会が指定した区立小・中学校の体育館のこと。

※13 地区体育館（武道場）：地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ることを目的として、教育委員会が指定した区立小・中学校の武道場のこと。

※14 学校校庭夜間開放：地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ることを目的として、教育委員会が指定した区立小・中学校の校庭のこと。



4 区内のスポーツ団体

○公益財団法人 東京都北区体育協会

北区体育協会は、北区内における体育、スポーツ、レクリエーションを振興し、区民が心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的としています。

令和2（2020）年3月現在は31の競技団体が加盟し、1年を通して、スポーツ教室や大会を実施しています。また、青少年の健全育成に資することを目的に、スポーツ少年団の育成に努めています。

○北区スポーツ推進委員（※15）協議会

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づいて区から委嘱された非常勤の公務員です。青少年地区委員会や体育協会等、関係団体からの推薦と公募区民によって構成され、地域スポーツの推進をめぐる連絡調整、スポーツの指導、助言や総合型地域スポーツクラブの育成、支援等を行っています。

また、その活動と委員相互の連携を図るためにスポーツ推進委員協議会を設けています。さらに、協議会のなかに、生涯スポーツ委員会、キンボールスポーツ委員会、健康ハイキング委員会があり、それぞれ様々なイベントを行っています。

北区には51名（令和2（2020）年3月現在）のスポーツ推進委員が委嘱されています。

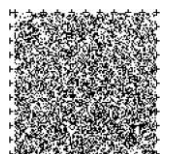
○総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な場所でだれもがスポーツを気軽に楽しむことができ、地域住民によって自主的に運営されているクラブです。

北区には現在、「れっど★しゃっふる」（赤羽地区）、「コミスポたきのがわ」（滝野川地区）の2つの総合型地域スポーツクラブがあります。

総合型地域スポーツクラブでは、老若男女、だれもが楽しめるようなプログラムが多数用意されています。

※15 スポーツ推進委員：区市町村におけるスポーツを推進するため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項に規定）非常勤公務員。



○北区青少年地区委員会

青少年地区委員会は、地域の青少年の健全な育成を図ることを目的として、区内19カ所の地域振興室ごとに設けられています。

委員は、町会・自治会、商店街、学校、PTA、保護司、児童委員、青少年委員、その他の青少年育成団体等、青少年健全育成に関連する様々な分野から選出されています。

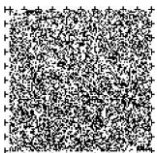
各青少年地区委員会では、スポーツ、デイキャンプ、各種レクリエーション活動等の余暇活動や地域環境浄化活動、社会を明るくする運動等の環境整備や非行防止に関する活動等、区から委託された青少年健全育成事業を、地区の実情に応じて実施しています。

5 区民のスポーツの実施状況について

北区スポーツ推進計画の見直しにあたり、区民のスポーツに関する実態や意向等を把握するため、「区民」「障害のある区民」「地域のスポーツ団体」を対象に区民アンケート調査を実施しました。

調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 図表及び文章中、選択肢を一部省略している場合があります。
- 図表中の「-」は該当者なしを表しています。



- ・クロス集計結果の分析において各項目の回答者数が20未満の場合は、サンプルが少なく誤差が大きいため、分析の対象から除外しています。

※表やグラフや課題は、「平成30（2018）年度北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査結果報告書」から抜粋、作成しています。

調査の概要

①調査の目的

このアンケート調査は、東京都北区スポーツ推進計画の見直しにあたり、区民の皆様にスポーツに関する現状や意識、意向等について、ご意見などをお聞きし、計画策定の基礎資料として使わせていただくために実施しました。

②調査対象

北区在住の18歳以上の方の中から3,500人を無作為に選出

③調査期間

平成30（2018）年11月16日から平成30（2018）年11月30日

④調査方法

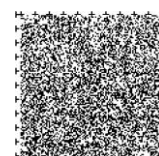
郵送による配布・回収

⑤回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
区民	2,500 通	1,016 通	40.6%
障害のある区民	1,000 通	393 通	39.3%
地域のスポーツ団体	48 通	39 通	81.3%

⑥調査項目

- (1) スポーツの実施状況について
- (2) スポーツ施設の利用について
- (3) スポーツに関するクラブやサークルなどについて
- (4) スポーツに関する様々な活動について

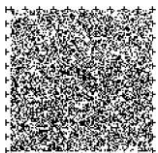
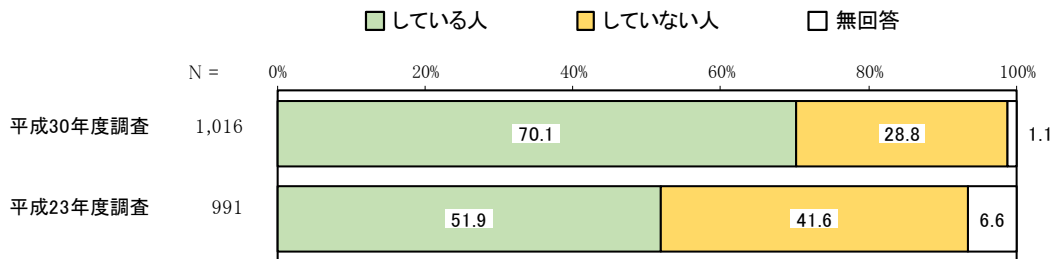
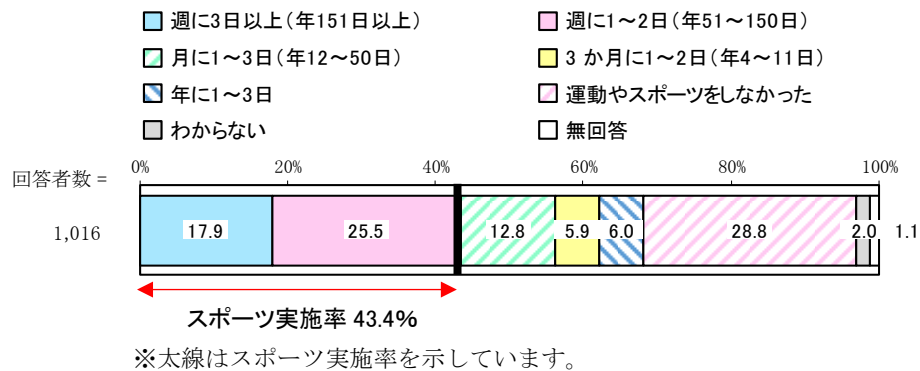


(1) 成人の運動習慣の形成とスポーツ実施率の向上

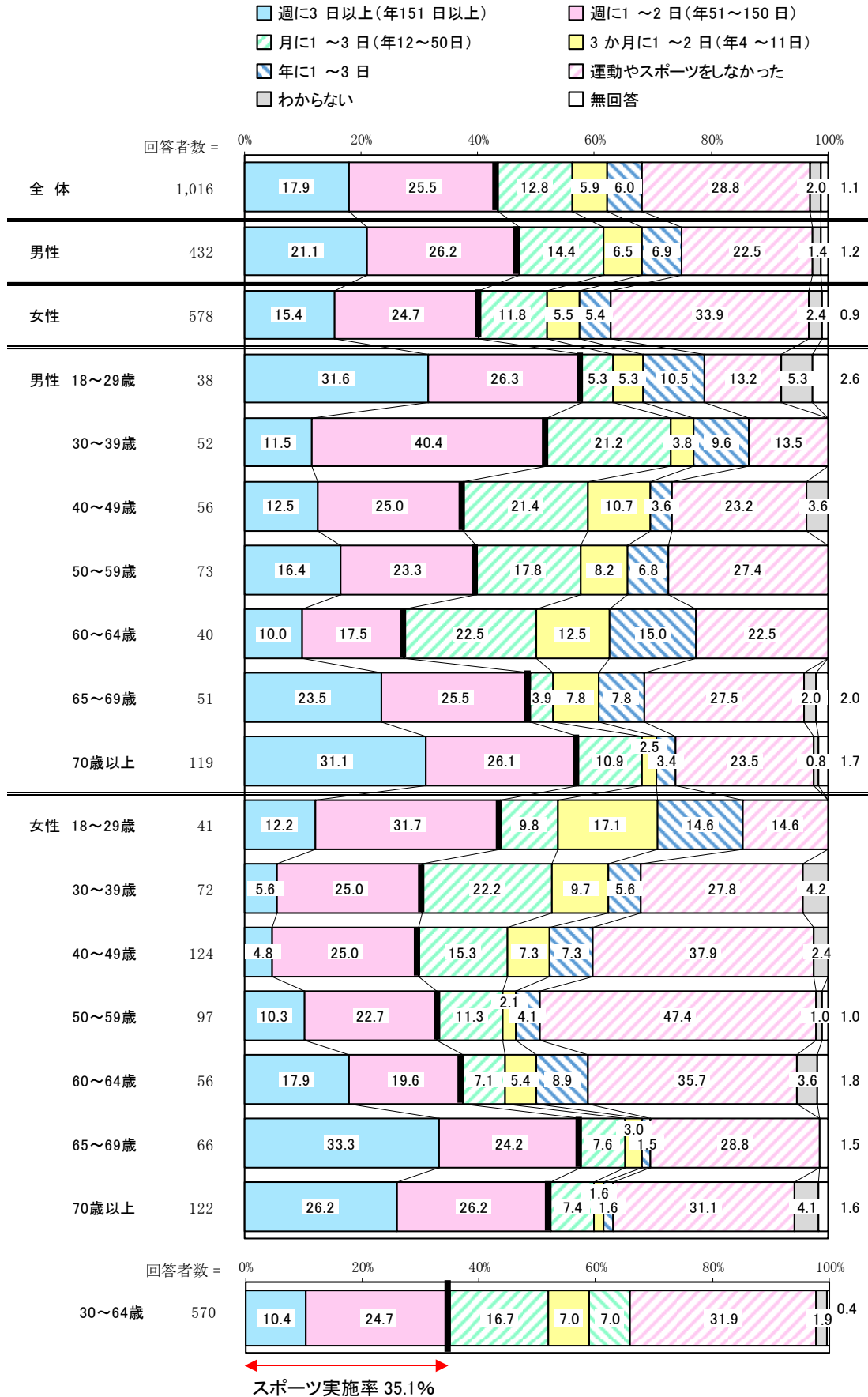
① 1年間に行った運動やスポーツの頻度

運動やスポーツをしている頻度は、週に1～2日以上運動やスポーツをしている人の割合が43.4%となっています。平成23（2011）年度調査と比較すると、運動やスポーツをしている人の割合が増加しています。

40～50歳代が運動の実施頻度が低い傾向にあり、特に女性の40～64歳で「運動やスポーツをしなかった」割合が高くなっています。

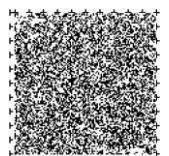


第2章 北区の現状と課題



課題

○40~50歳の運動の実施頻度が低く、頻度を高めていくことが必要です。
 ○機会がなかったからという理由で運動・スポーツを実施しない人が多く、参加するきっかけづくりが重要です。



第1章

第2章

第3章

第4章

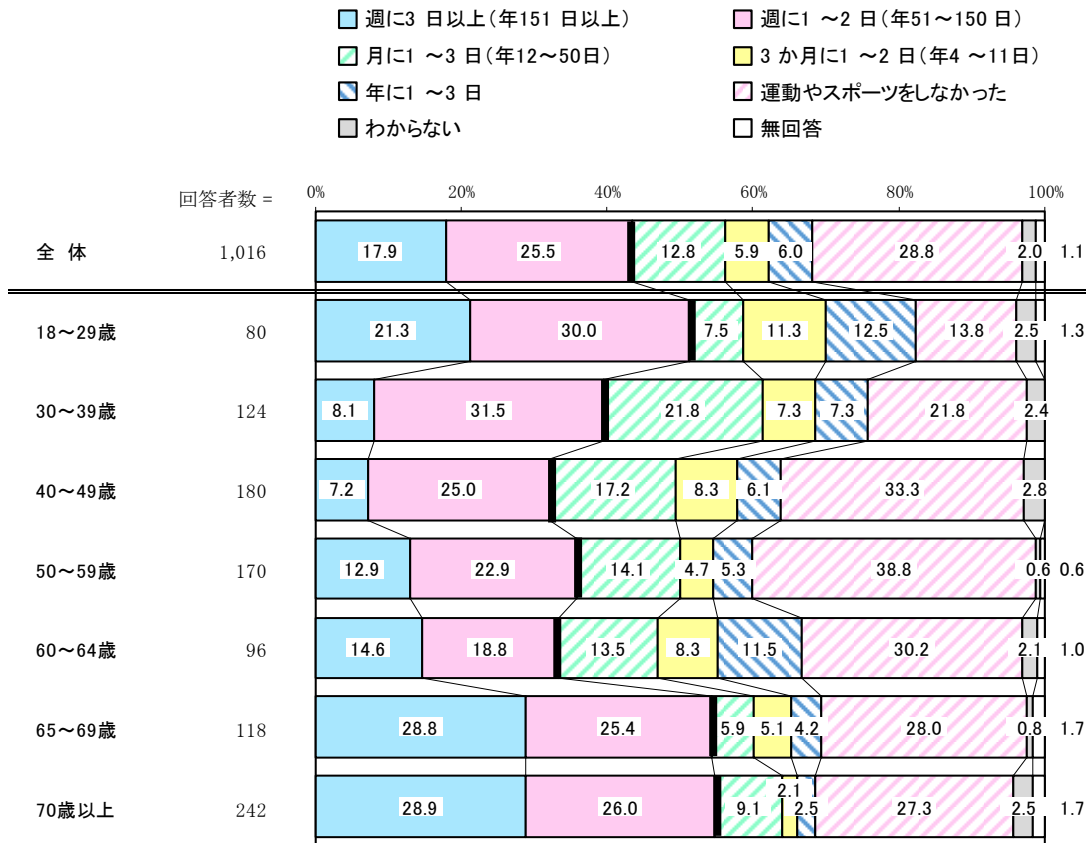
第5章

参考資料

(2) 高齢者の健康増進としてのスポーツ推進

① 1年間に行った運動やスポーツの頻度

運動やスポーツをしている頻度において、他の年代に比べ、65歳以上の「週に3日以上」の運動やスポーツの実施割合が高くなっています。



第1章

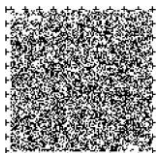
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



②運動やスポーツを行った理由

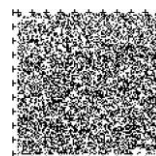
運動やスポーツを行った理由において、65歳以上の年代では「健康維持・体力の向上」の割合が高く、次いで「運動不足の解消」、「ストレスの解消や気晴らし」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	健康維持・体力の向上	運動不足の解消	ストレスの解消や気晴らし	友人・仲間との交流	家族とのふれあい	体を動かす楽しみ	生活の充実	美容・肥満の解消	自己の記録や技術の向上	気力や精神の鍛練	家族・友人などからの勧め	その他	無回答
全体	692	62.3	55.5	34.1	23.6	8.8	28.0	12.7	24.0	8.7	8.8	2.5	4.2	7.2
男性	324	59.3	53.1	35.5	26.5	7.1	29.0	13.0	14.2	13.0	11.1	1.5	5.2	6.8
女性	363	64.7	57.0	33.1	20.9	9.9	27.5	12.7	33.1	4.7	6.3	3.0	3.3	7.7
男性 18～29歳	30	53.3	30.0	36.7	43.3	3.3	23.3	13.3	13.3	6.7	13.3	—	—	6.7
30～39歳	45	60.0	53.3	46.7	26.7	17.8	37.8	22.2	24.4	20.0	15.6	—	4.4	—
40～49歳	41	53.7	53.7	34.1	22.0	12.2	34.1	12.2	19.5	19.5	7.3	2.4	2.4	9.8
50～59歳	53	56.6	60.4	39.6	22.6	7.5	26.4	17.0	15.1	15.1	15.1	3.8	7.5	3.8
60～64歳	31	45.2	41.9	41.9	29.0	3.2	29.0	6.5	16.1	3.2	6.5	3.2	16.1	6.5
65～69歳	35	65.7	65.7	25.7	22.9	2.9	20.0	5.7	8.6	14.3	8.6	2.9	2.9	11.4
70歳以上	88	67.0	55.7	29.5	26.1	3.4	29.5	11.4	8.0	10.2	10.2	—	4.5	9.1
女性 18～29歳	35	42.9	48.6	48.6	34.3	5.7	25.7	17.1	45.7	8.6	11.4	2.9	2.9	2.9
30～39歳	49	61.2	59.2	34.7	12.2	24.5	26.5	14.3	55.1	—	8.2	2.0	4.1	4.1
40～49歳	74	59.5	56.8	41.9	18.9	21.6	29.7	6.8	36.5	—	2.7	1.4	4.1	4.1
50～59歳	49	67.3	55.1	32.7	12.2	2.0	18.4	14.3	32.7	10.2	2.0	2.0	4.1	8.2
60～64歳	33	78.8	69.7	24.2	6.1	3.0	24.2	18.2	33.3	12.1	9.1	3.0	—	3.0
65～69歳	46	73.9	65.2	30.4	21.7	4.3	32.6	13.0	26.1	4.3	4.3	—	4.3	10.9
70歳以上	77	68.8	50.6	22.1	33.8	2.6	31.2	11.7	14.3	3.9	9.1	7.8	2.6	15.6

課題

- 健康維持や体力の向上のため、運動やスポーツをしている高齢者が多く、一人ひとりの体力・能力水準にあったスポーツ教室・行事を実施していくことが必要です。
- 介護予防のための運動教室などと連携しながら、生活機能の維持・向上やいきがづくり・社会参加の場として参加を促すことも重要です。

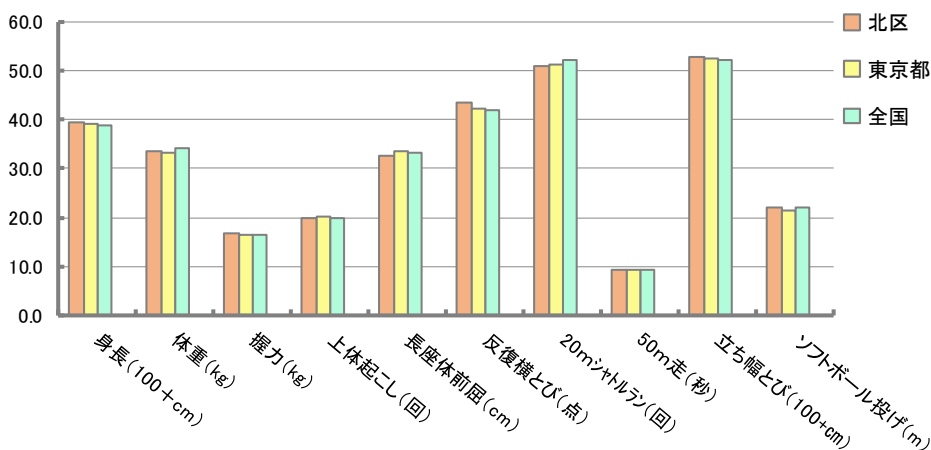


(3) 児童・生徒の体力向上とスポーツ推進

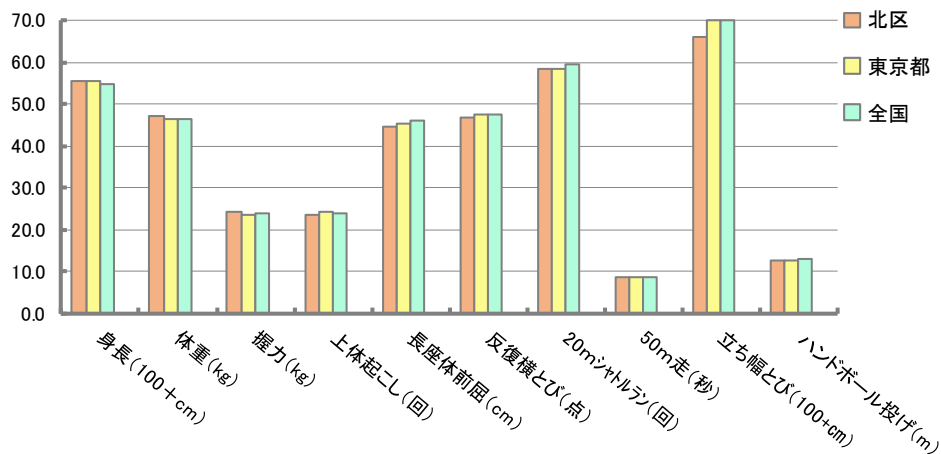
① 体カテストの結果

体カテストの結果を比較すると小学校5年生男子、中学校2年生女子ともに身長や体重は東京都の平均を上回っていますが、体力面ではおよそ半数以上の種目で東京都の数値と同等もしくは下回っています。特に、中学校2年生女子では立ち幅とびで数値の差が開いています。

【小学校5年生男子】



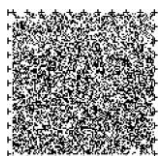
【中学校2年生女子】



資料：平成30(2018)年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
平成30(2018)年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

課題

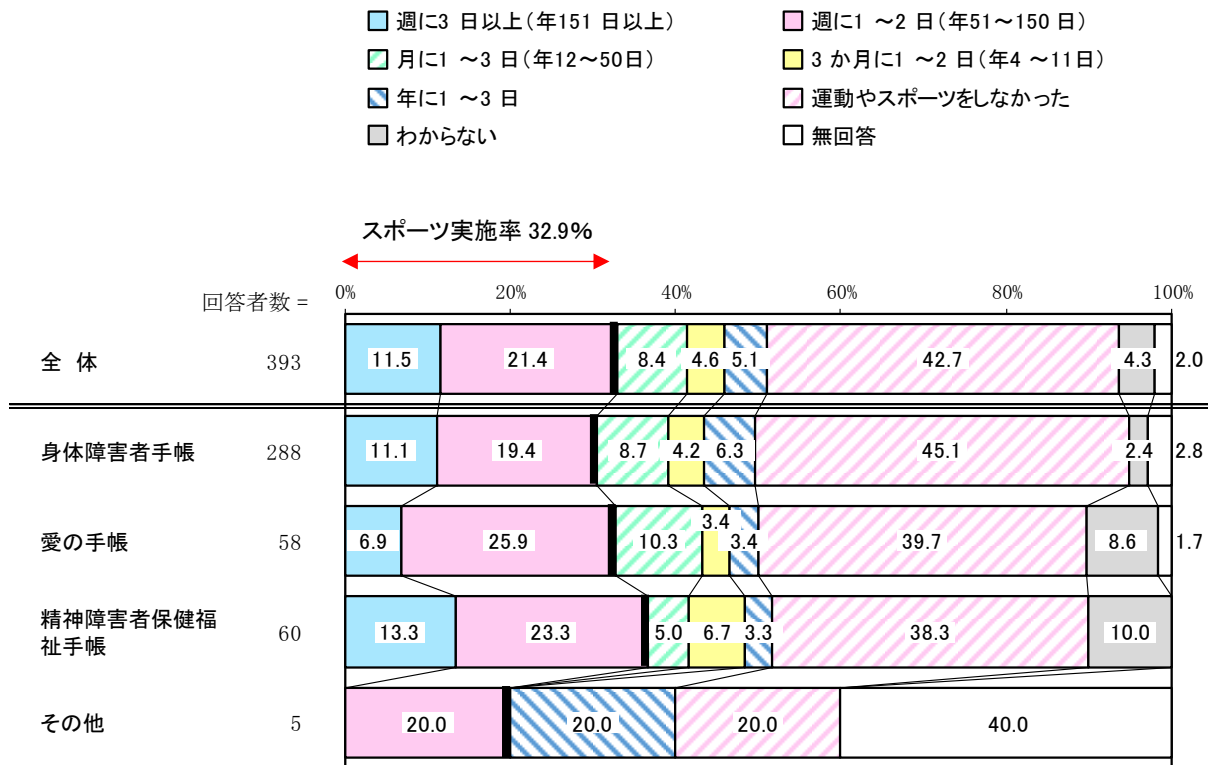
○平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果では、運動が好きで、もっとしたいと思う児童・生徒は約8割となっています。しかし、体力面では、およそ半数以上の種目で東京都と同等もしくは下回っていることから、引き続き、学校や地域と連携しながら子どもの体力づくりに取り組んでいくことが必要です。



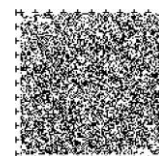
(4) 障害の有無に関わらないスポーツ推進

① 1年間に行った運動やスポーツの頻度

障害のある方のスポーツ実施状況において、「運動やスポーツをしなかった」の割合が42.7%と最も高く、障害のない方に比べ運動やスポーツをしている頻度は少ない状況です。特に、身体障害者手帳所持者で「運動やスポーツをしなかった」の割合が高くなっています。

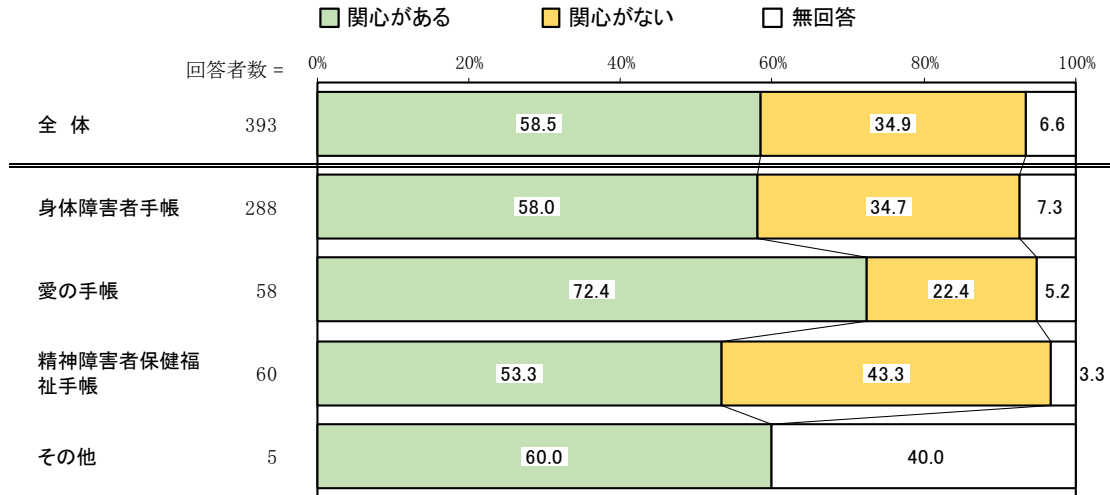


テニスフェスティバル



②障害者スポーツへの関心

障害のある方の障害者スポーツへの関心は、「関心がある」の割合が58.5%となっています。特に、愛の手帳所持者で「関心がある」の割合が高くなっています。

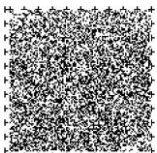


課題

- 障害のある方がスポーツを行う上で、スポーツをする機会づくりや、障害のある方が利用できるスポーツ施設の整備のみならず、指導者の確保なども求められており、障害に応じたスポーツを行うための支援が必要です。
- 障害者スポーツの魅力の発信や様々な取り組みを行い、障害者スポーツに関心を持つ区民の割合を高めることにより、障害のある方とない方の相互理解を深めていくことが必要です。
- また、障害者スポーツを支える指導者・ボランティアの確保と専門的な知識の習得のための支援が必要です。



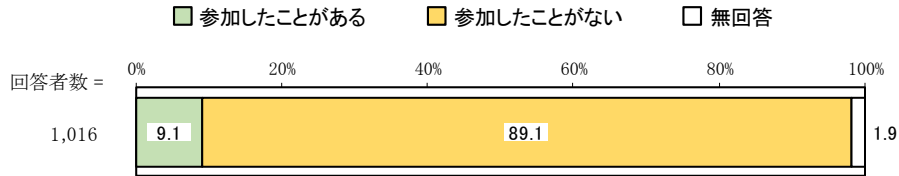
知的障害者サッカー教室



(5) スポーツ観戦やイベントへの参加推進

①北区で開催されたスポーツイベントへの参加状況

北区で開催されたスポーツ大会やスポーツ教室などのスポーツイベントへの参加状況は、「参加したことがある」の割合が9.1%となっています。



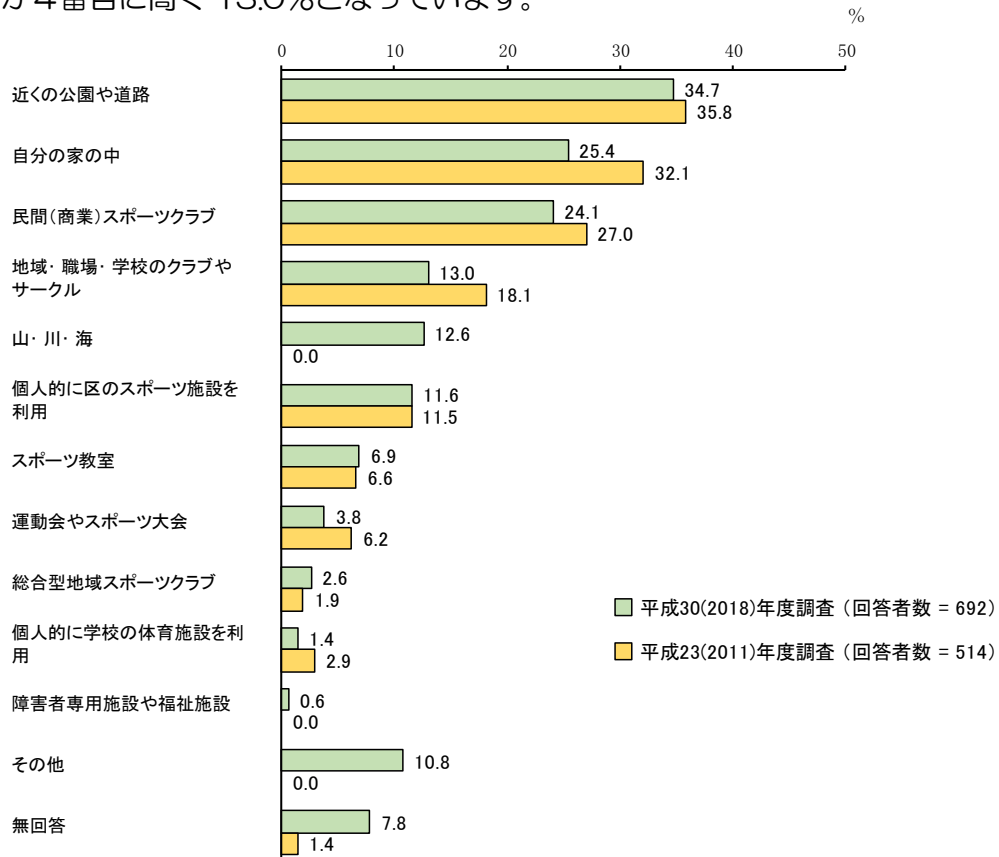
課題

- 試合会場よりもテレビでのスポーツ観戦者が多く、スポーツ観戦を気軽にできるきっかけ・しくみをつくる必要があります。
- 区のスポーツイベントへの参加を増やすため、運動・スポーツに関するイベント等の情報を発信し、区民に広く周知をすることが必要です。

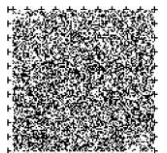
(6) 家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進

①運動やスポーツをしている機会や場所

運動やスポーツをしている機会や場所では、「近くの公園や道路」「自分の家の中」「民間(商業)スポーツクラブ」に次いで、「地域・職場・学校のクラブやサークル」の割合が4番目に高く13.0%となっています。



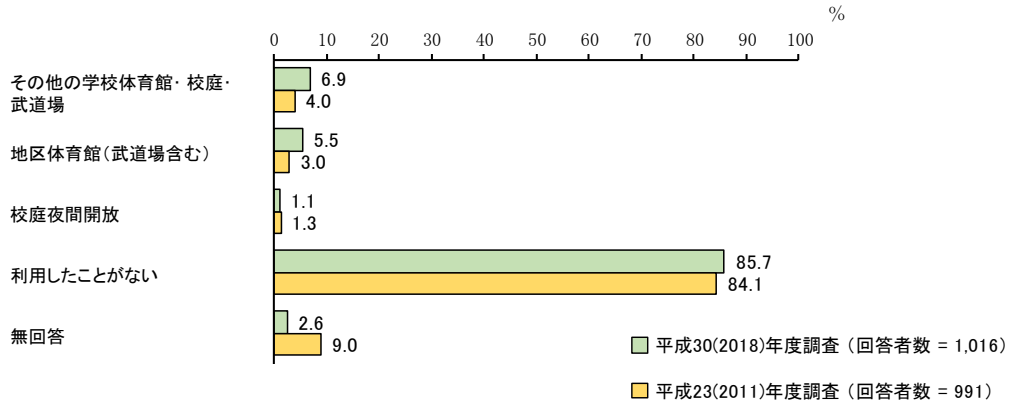
※「山・川・海」「障害者専用施設や福祉施設」「その他」は平成30(2018)年度調査から新たに追加しました。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
参考資料

②区立学校施設のスポーツでの利用

区立学校施設のスポーツでの利用において、区立学校施設をスポーツで利用したことがある割合は、13.5%となっています。



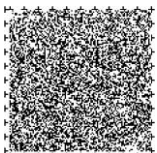
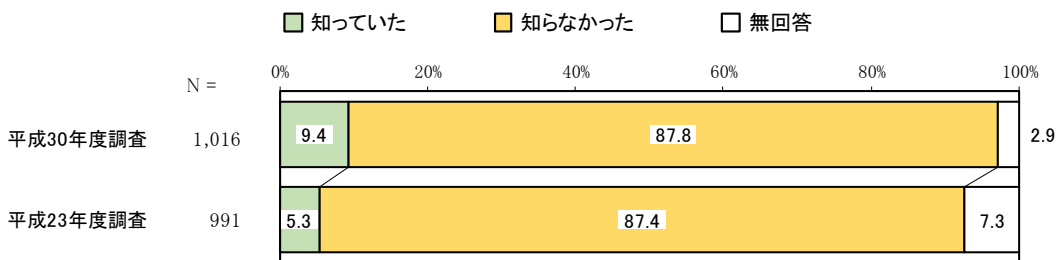
課題

○身近なところで運動やスポーツができる場が求められている一方で、区立学校施設の利用について、一般利用ができることや手続きの仕方が知られていない面がうかがえ、有効活用のために、適切な情報提供等が必要です。
○また、老朽化した施設への対応が求められます。

(7) 総合型地域スポーツクラブの充実

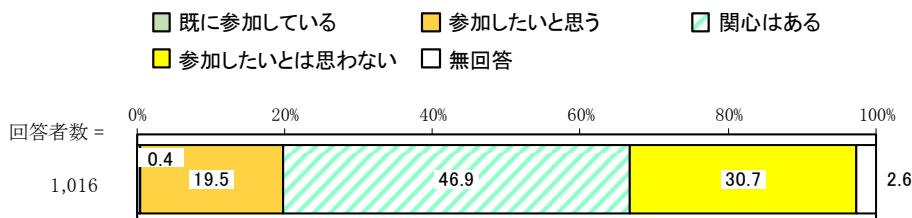
①「総合型地域スポーツクラブ」という名称の認知度

「総合型地域スポーツクラブ」という名称の認知度は、「知っていた」の割合は9.4%となっています。



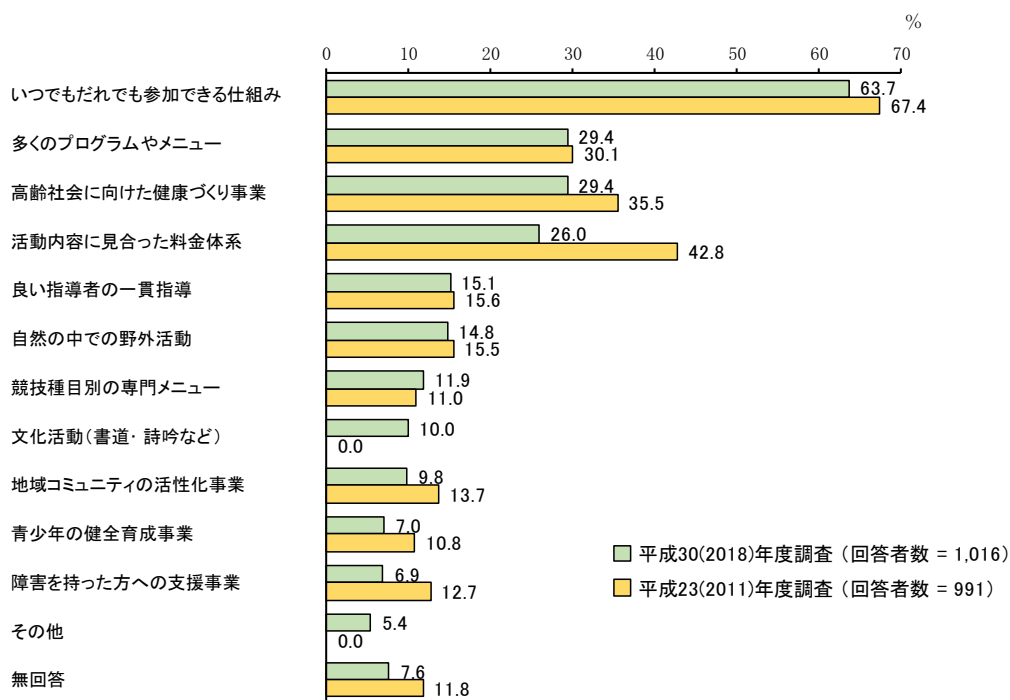
② 「総合型地域スポーツクラブ」への参加意向

「総合型地域スポーツクラブ」への参加意向は、「参加したいと思う」の割合が19.5%、「関心はある」の割合が46.9%となっています。



③ 「総合型地域スポーツクラブ」に期待すること

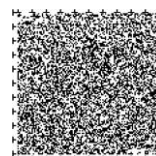
「総合型地域スポーツクラブ」に期待することは、「いつでもだれでも参加できる仕組み」の割合が63.7%と最も高く、次いで「多くのプログラムやメニュー」、「高齢社会に向けた健康づくり事業」の割合が29.4%となっています。



※ 「活動内容に見合った料金体系」は平成23(2011)年度調査では「クラブの会費が安いこと」、「文化活動(書道・詩吟など)」「その他」は平成30(2018)年度調査から新たに追加しました。

課題

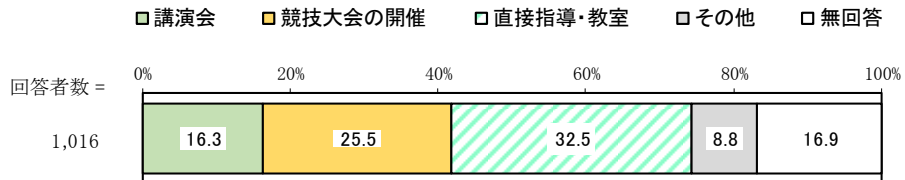
○総合型地域スポーツクラブに対する区民の認知度はまだまだ低い状況であり、一層の周知を図り、いつでもだれでも参加できる場として拡充していくことが必要です。



(8) スポーツ交流等による競技力の向上

① トップアスリートとの交流の希望

トップアスリートとの交流の希望は、「直接指導・教室」の割合が32.5%と最も高く、次いで「競技大会等の開催」の割合が25.5%、「講演会」の割合が16.3%となっています。



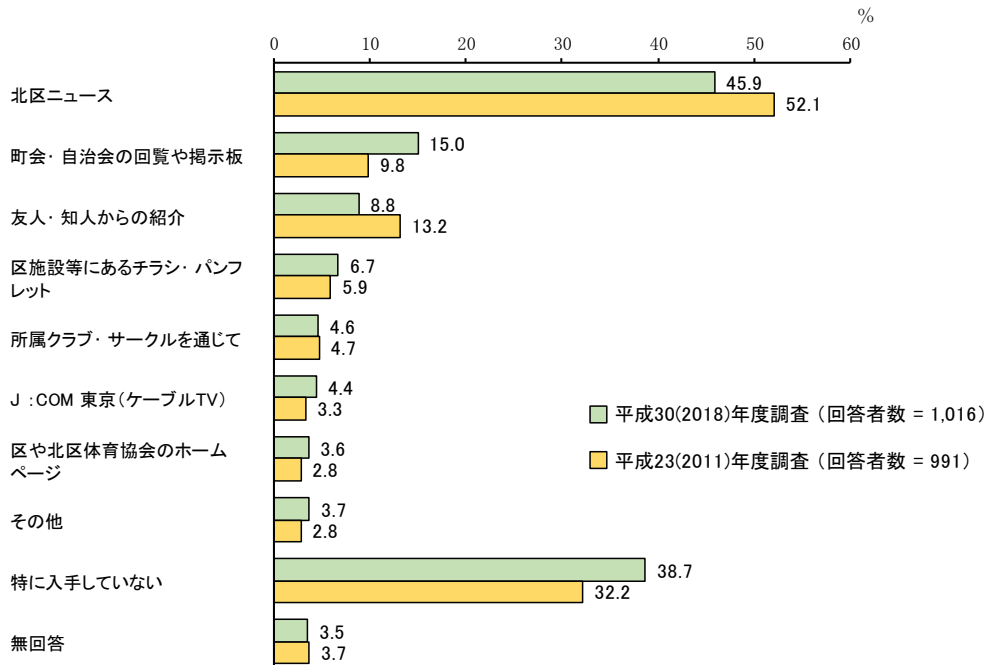
課題

○各競技のトップアスリートが集う場所という地域特性を生かし、トップアスリートの指導が受けられる機会の充実を図り、小・中学生の競技力育成や選手発掘に繋げていくことが必要です。

(9) スポーツを行う環境の整備

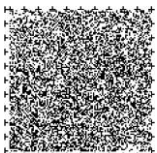
① 運動やスポーツに関する情報の入手手段

運動やスポーツに関する情報の入手手段は、「北区ニュース」の割合が45.9%と最も高くなっています。



課題

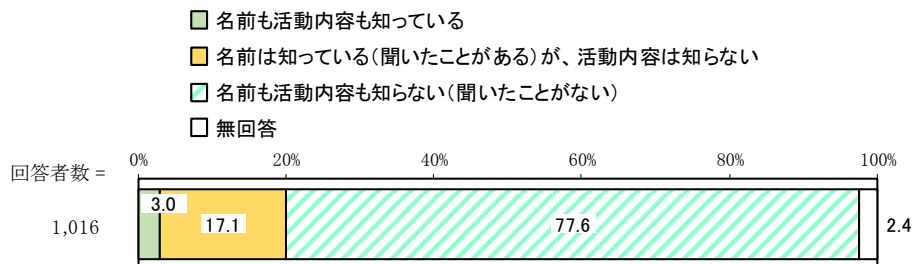
○身近なところで運動やスポーツができる場が求められており、身近で気軽にスポーツができる場を確保するとともに、自宅でできる運動の方法の情報発信等、情報面での環境の充実も図っていくことが必要です。



(10) スポーツを支える人材の育成・確保

①スポーツ推進委員の認知度

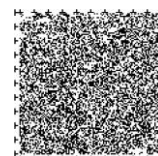
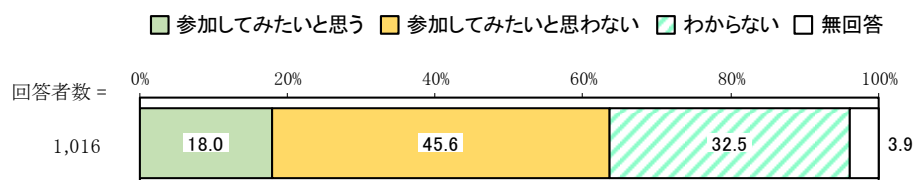
スポーツ推進委員の認知度は、「名前も活動内容も知っている」の割合が3.0%、「名前は知っている（聞いたことがある）が、活動内容は知らない」の割合が17.1%となっています。



スポーツ推進委員によるノルディックウォーキング

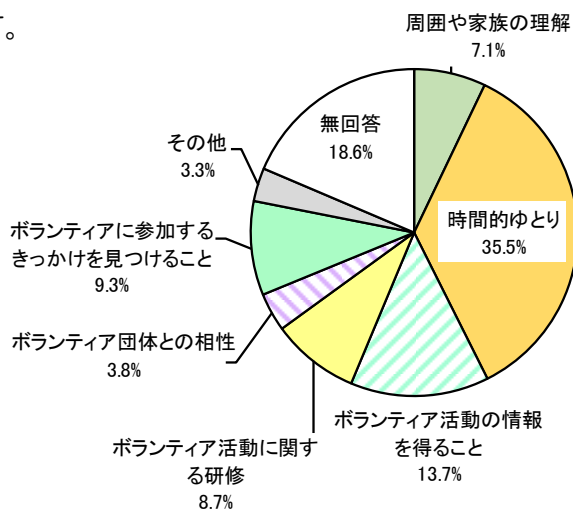
②スポーツボランティア活動への参加意向

スポーツボランティア活動への参加意向は、「参加してみたいと思う」の割合が18.0%となっています。



③スポーツボランティアの活動をするうえでの課題

スポーツボランティアの活動をするうえでの課題は、「時間的ゆとり」の割合が35.5%と最も高く、次いで「ボランティア活動の情報を得ること」の割合が13.7%となっています。



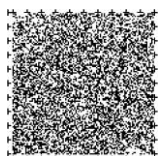
回答者数 = 183

課題

- スポーツ推進委員について、十分に周知されているとは言えない状況にあり、推進委員のさらなる周知を図り、活躍の場を増やしていく必要があります。
- スポーツボランティア活動への参加意向がある区民は2割ほど見られ、こうした意向を実際の活動に繋げていくため、ボランティア活動の情報発信を充実していく必要があります。



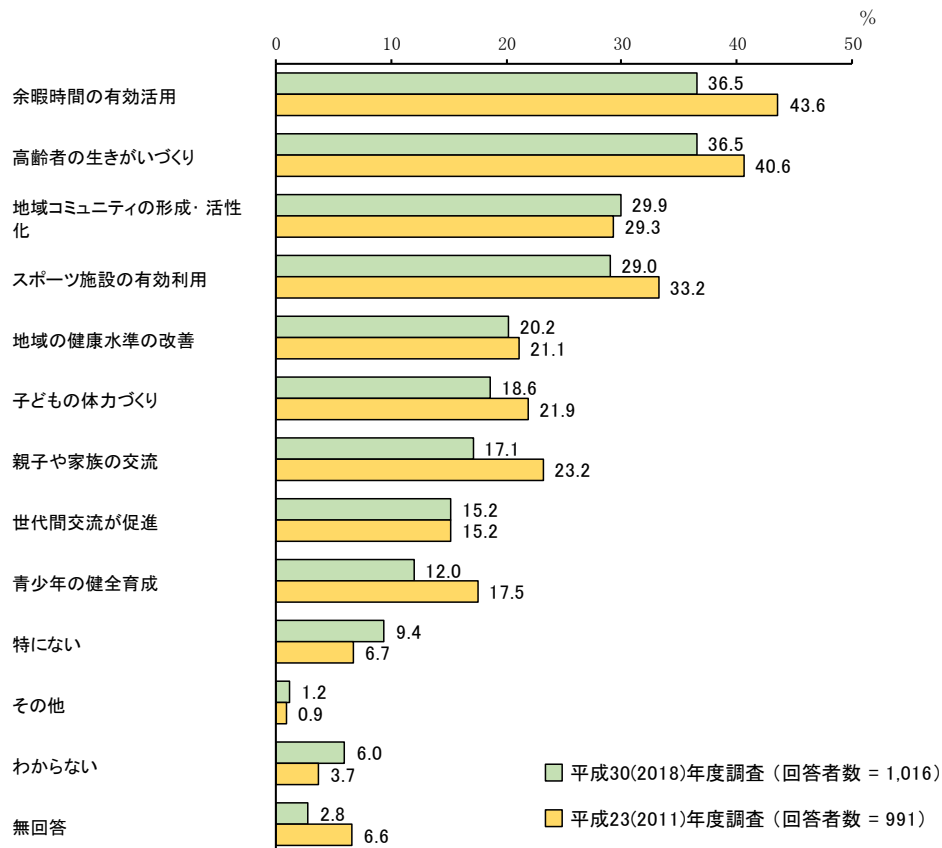
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会
(車いすバスケットボール体験)



(11) 地域のスポーツ活動の活性化

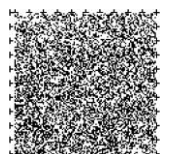
①地域でのスポーツ活動に期待する効果

地域でのスポーツ活動に期待する効果は、「余暇時間の有効活用」、「高齢者の生きがいづくり」の割合が36.5%と最も高く、次いで「地域コミュニティの形成・活性化」の割合が29.9%となっています。



課題

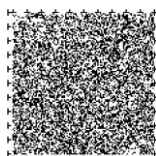
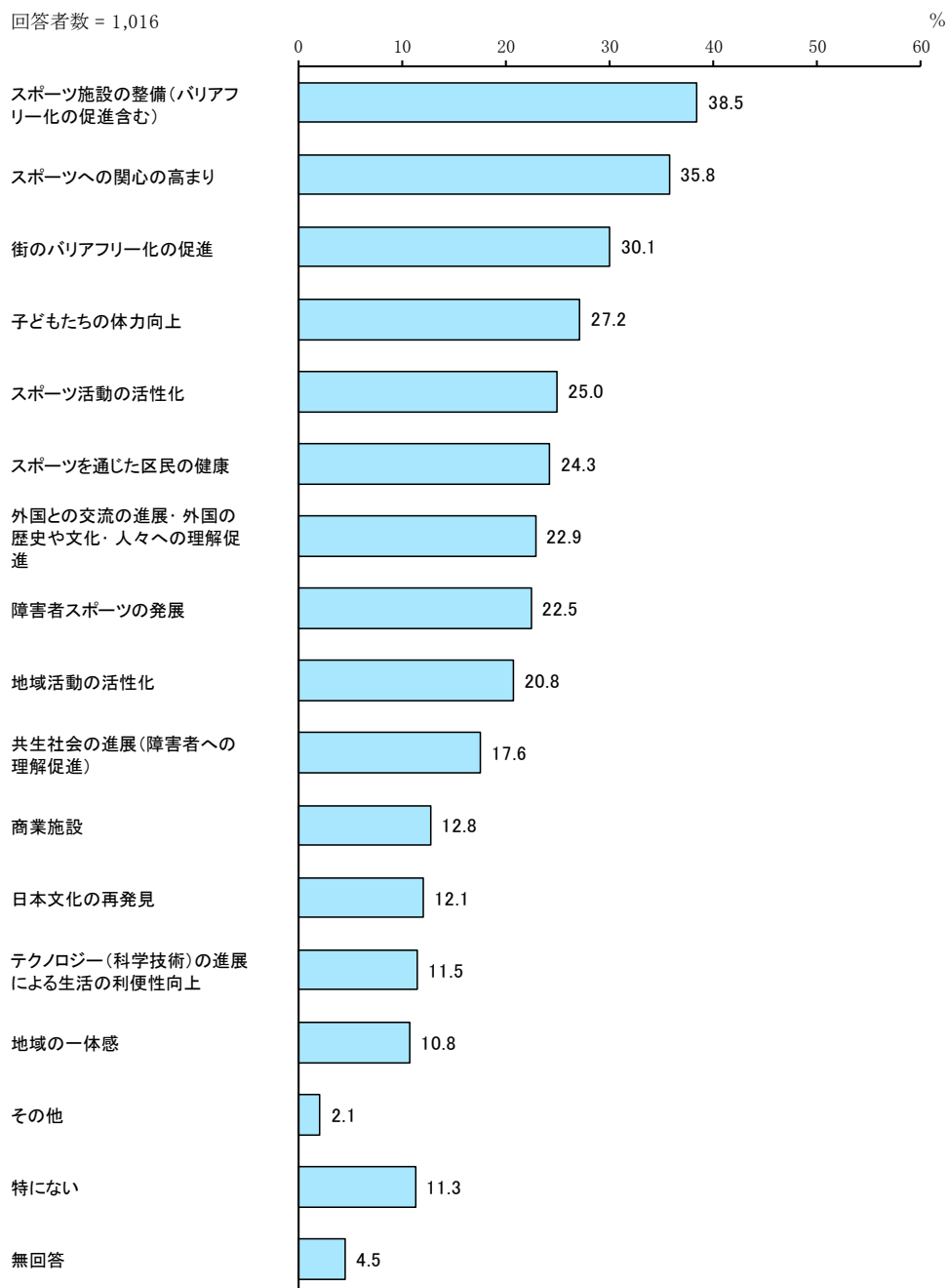
- 地域でのスポーツ活動には、余暇活動やいきがいづくりが期待されており、高齢者のスポーツ活動を推進する面でも地域でのスポーツ活動を活性化していくことが必要です。
- 地域のスポーツ団体の運営において、活動場所やメンバーの確保が課題となっており、団体への活動支援も重要です。



(12) スポーツを通じた地域の活性化

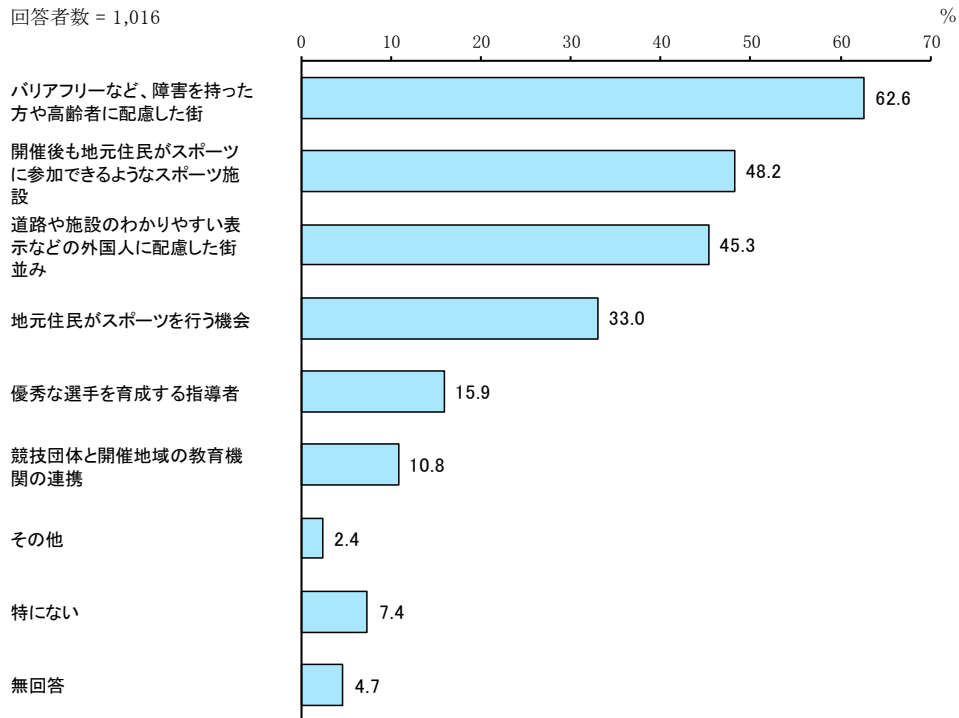
①東京 2020 大会を通じて区民が得ることができるもの・期待するもの

東京 2020 大会を通じて区民が得ることができるもの・期待するものは、「スポーツ施設の整備（バリアフリー化の促進含む）」の割合が 38.5%と最も高く、次いで「スポーツへの関心の高まり」の割合が 35.8%、「街のバリアフリー化の促進」の割合が 30.1%となっています。



②東京 2020 大会以降も残すべきもの

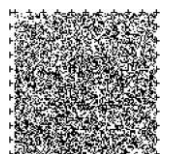
東京 2020 大会以降も残すべきものは、「バリアフリーなど、障害を持った方や高齢者に配慮した街」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「開催後も地元住民がスポーツに参加できるようなスポーツ施設」の割合が 48.2%、「道路や施設のわかりやすい表示などの外国人に配慮した街並み」の割合が 45.3%となっています。



課題

○東京 2020 大会を通じて、スポーツ施設や街並みの整備が期待されており、大会以降もこうした設備等をレガシー（※16）として、スポーツの推進に活用していく必要があります。

※16 レガシー：遺産。スポーツ・社会・環境・都市・経済の各分野で長期的に残っていく「有益性の高い影響全般」のこと。その中には競技施設のような「有形」のものもあれば、「無形」のものもある。



6 課題のまとめ

これまでの取組みや、区民アンケート調査結果（P14～31）から現状の課題をまとめました。

（1）全般的な課題

- ・成人の運動習慣の形成とスポーツ実施率のさらなる向上
- ・家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進
- ・スポーツを支える人材の育成・確保
- ・スポーツを行う環境の整備
- ・東京 2020 大会を契機としたスポーツ推進

（2）世代別の課題

- ・子どもの体力向上とスポーツ参加機会の拡充
- ・働き盛り・子育て世代がスポーツをしやすくなるきっかけづくり
- ・高齢者の健康増進やいきがいつくり、社会参加としてのスポーツプログラムの作成

（3）障害の有無に関わらないスポーツ推進の課題

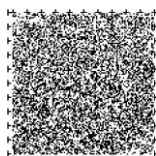
- ・障害者のスポーツの促進
- ・障害者スポーツへの理解・関心の向上
- ・障害者が気軽にスポーツができるきっかけやなかまづくり
- ・障害者スポーツの指導者・スポーツボランティアに興味を持ってもらうきっかけづくり
- ・障害者に対する支援者の確保

（4）地域スポーツの推進に関する課題

- ・総合型地域スポーツクラブの充実
- ・スポーツボランティアの充実
- ・地域のスポーツ団体の活性化

（5）施設・環境に関する課題

- ・情報発信の充実
- ・身近なところで運動やスポーツができる場の整備
- ・スポーツ施設及び経路のバリアフリー整備



第3章

計画の理念・基本目標

1 基本理念

スポーツは、子ども・青少年の健全育成や体力の向上、人々の健康で活力ある生活の豊かさの実現に欠かすことのできない文化となっています。また、少子高齢社会においては、健康長寿社会の実現はもとより、スポーツによる世代間交流や地域間交流の促進及び地域コミュニティの活性化が期待されます。

さらに近年では、子どもから高齢者、障害のある方、外国人等、個性やライフスタイルに応じて、だれでも自分の体力や身体能力に適した日常的にスポーツを楽しめる機会の充実が求められています。生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送る基盤として、区民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを楽しむ環境をつくることが重要になっています。そして、多様な個人的属性、ライフスタイル、価値観を持つ区民が、相互の多様性や異質性を認め合い相互に共生し合うという考え方に基づくスポーツを通じた共生社会の構築は、これからのスポーツに課せられた重要な役割となっています。

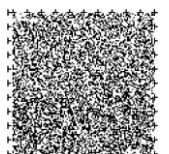
また、令和3（2021）年には東京2020大会の開催が予定されています。これを契機に北区の地域的な特性を生かし、だれもがスポーツを様々な立場で楽しめるよう、さらにスポーツ参加機会の充実を図っていく必要があります。

こうしたことを背景に、前計画を引き継ぎ、国や東京都、北区の上位計画並びに現状の課題を踏まえ、基本理念を以下のように設定します。

【基本理念】

「スポーツで創る地域のきずな スポーツを楽しめるまち北区」

～スポーツを通して地域の交流や連携・協働を促し、区民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも スポーツを楽しめるまちをめざします。～



2 基本目標

第2章の「6課題のまとめ」と検討委員会で挙げられた意見から、本計画では次の3つの基本目標の基に、区のスポーツの総合的な推進を図ります。

(Ⅰ) ライフステージ等に応じてスポーツを楽しめる機会づくり

区民がいつまでもいきいきとした生活を送ることができるよう、区民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、子ども、働き盛り・子育て世代、高齢者等、また、障害のある方もない方も、ライフステージや一人ひとりの区民の状況に応じたスポーツ活動やそのための機会づくりを推進します。

(Ⅱ) スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり

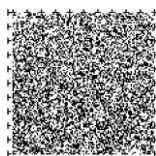
区民が、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することができるよう、様々な区民のスポーツニーズに対応した指導者等の人材の育成を進めます。また、地域における様々なスポーツ団体・クラブの支援と育成に取り組みます。

さらに、スポーツ人口の拡大を図るとともに、東京2020大会の開催を契機として、北区のスポーツのさらなる推進につなげ、活力ある地域づくりをめざします。

(Ⅲ) 気軽にスポーツに関わることができる環境づくり

区民が積極的にスポーツに取り組むことができるよう、行政だけでなく、スポーツ関係団体、学校等、様々な主体が連携・協働し、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えていきます。

さらに、スポーツを観戦する機会を提供し、「みる」スポーツを推進します。



3 数値目標

本計画のめざす成果として、次の具体的な目標値を設定します。

【18歳以上のスポーツ実施率】

週1日以上スポーツを行う18歳以上の割合を現状から5年後に55%以上、10年後に65%以上とする。

現状 43.4% (平成30年度) ⇒ 5年後 (令和5年度) 55% ⇒ 10年後 (令和10年度) 65%

【働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率】

週1日以上スポーツを行う30歳から64歳までの割合を現状から5年後に40%以上、10年後に50%以上とする。

現状 35.1% (平成30年度) ⇒ 5年後 (令和5年度) 40% ⇒ 10年後 (令和10年度) 50%

【障害者のスポーツ実施率】

週1日以上スポーツを行う障害者(18歳以上)の割合を現状から5年後に40%以上、10年後に45%以上とする。

現状 32.9% (平成30年度) ⇒ 5年後 (令和5年度) 40% ⇒ 10年後 (令和10年度) 45%

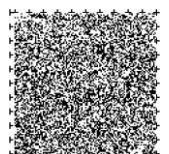
【参考】

国、東京都のスポーツ実施率

	週1日以上スポーツを行う成人の割合	障害者の週1日以上スポーツを行う成人の割合	調査名 (実施年月)
国	55.1%	20.8%	スポーツの実施状況等に関する世論調査 (H31.1 実施) 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究 (H29.9 実施)
東京都	57.2% (18歳以上)	—	都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査 (H31.2 実施)

※働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率については、国及び東京都のデータはありません。

※調査手法が異なるため、一概には比較できません。



4 施策の体系図

第2章の「6課題のまとめ」と検討委員会で挙げられた意見等を基に施策体系図をまとめました。

[スポーツ推進に関する課題]

[基本理念]

[基本目標]

1 全般的な課題

- ・成人の運動習慣の形成とスポーツ実施率のさらなる向上
- ・家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進
- ・スポーツを支える人材の育成・確保
- ・スポーツを行う環境の整備
- ・東京 2020 大会を契機としたスポーツ推進

2 世代別の課題

- ・子どもの体力向上とスポーツ参加機会の拡充
- ・働き盛り・子育て世代がスポーツをしやすくなるきっかけづくり
- ・高齢者の健康増進やいきがいづくり、社会参加としてのスポーツプログラムの作成

3 障害の有無に関わらないスポーツ推進の課題

- ・障害者のスポーツの促進
- ・障害者スポーツへの理解・関心の向上
- ・障害者が気軽にスポーツができるきっかけやなかまづくり
- ・障害者スポーツの指導者・スポーツボランティアに興味を持ってもらうきっかけづくり
- ・障害者に対する支援者の確保

4 地域スポーツの推進に関する課題

- ・総合型地域スポーツクラブの充実
- ・スポーツボランティアの充実
- ・地域のスポーツ団体の活性化

5 施設・環境に関する課題

- ・情報発信の充実
- ・身近なところで運動やスポーツができる場の整備
- ・スポーツ施設及び経路のバリアフリー整備

スポーツで創る地域のきずな
スポーツを楽しめるまち北区

I ライフステージ等に応じてスポーツを楽しめる機会づくり

II スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり

III 気軽にスポーツに関わることができる環境づくり

第1章

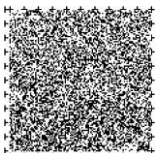
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



[施策の方向]

[重点施策]

(1) 子どもの体力向上とスポーツ参加機会の拡充	①幼児期からの運動習慣の取組み ②学校体育に関する活動の支援 ③スポーツ体験・運動遊びの参加機会の拡充
(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への参加促進	①子育て世代の運動習慣の形成 ②成人向けの運動・スポーツの啓発
(3) 高齢者のスポーツ参加促進といきがづくり	①高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり ②高齢者のいきがづくり・介護予防事業の推進
(4) 障害の有無に関わらないスポーツ推進	①障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり ②障害者がスポーツを継続できる場の充実 ③障害者スポーツの理解促進・普及啓発
(5) 全世代を対象としたスポーツ推進	①だれもがスポーツを楽しむきっかけづくり ②スポーツを始めるきっかけづくり
(1) スポーツを支える人材の育成・活躍	①スポーツ指導者の育成と資質向上 ②スポーツボランティアの育成・活躍
(2) 地域のスポーツ団体の育成・支援・充実	①総合型地域スポーツクラブの設立・支援 ②総合型地域スポーツクラブ間の交流や施設・学校との連携事業の促進 ③北区体育協会等との連携・活性化
(3) 家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進	①学校ファミリーにおけるスポーツ交流の推進 ②子どもたちの放課後対策 ③家庭・地域におけるスポーツ機会の拡充
(4) 東京2020大会を契機とした「トップアスリートのまち・北区」の推進	①東京2020大会におけるレガシーの創出・活用 ②トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進
(5) スポーツ交流等による競技力の向上	①JOC、HPSC、大学との連携の推進 ②トップアスリートとの好循環に向けた取組み ③スポーツ交流・イベントの活用
(1) 身近なところでスポーツができる施設の充実	①拠点となるスポーツ施設の整備 ②身近なスポーツの場の確保 ③学校等体育施設の地域開放の推進 ④国・東京都や民間スポーツ施設との協力関係の構築
(2) スポーツ観戦環境の充実	①スポーツ観戦の魅力発信 ②スポーツ観戦のためのバリアフリー整備
(3) スポーツ推進のための庁内連携	①スポーツに関する情報提供の充実 ②庁内連携体制の検討

第1章

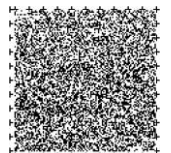
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料





施策の展開

スポーツ施策体系図

スポーツ施策体系図は、計画の全体像を整理したものです。

3つの基本目標ごとに施策の方向を定め、それらの重点施策に対応していくための具体的な事業を本文で示しています。

具体的な事業は、実施主体となる区や教育委員会、学校、北区体育協会等が引き続き行う取組みから、今後実施する取組みについて、幅広く取り上げています。なお、個別の取組みについては、数年間を目安に取り組んでいきます。

基本目標

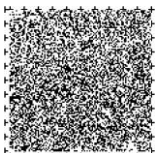
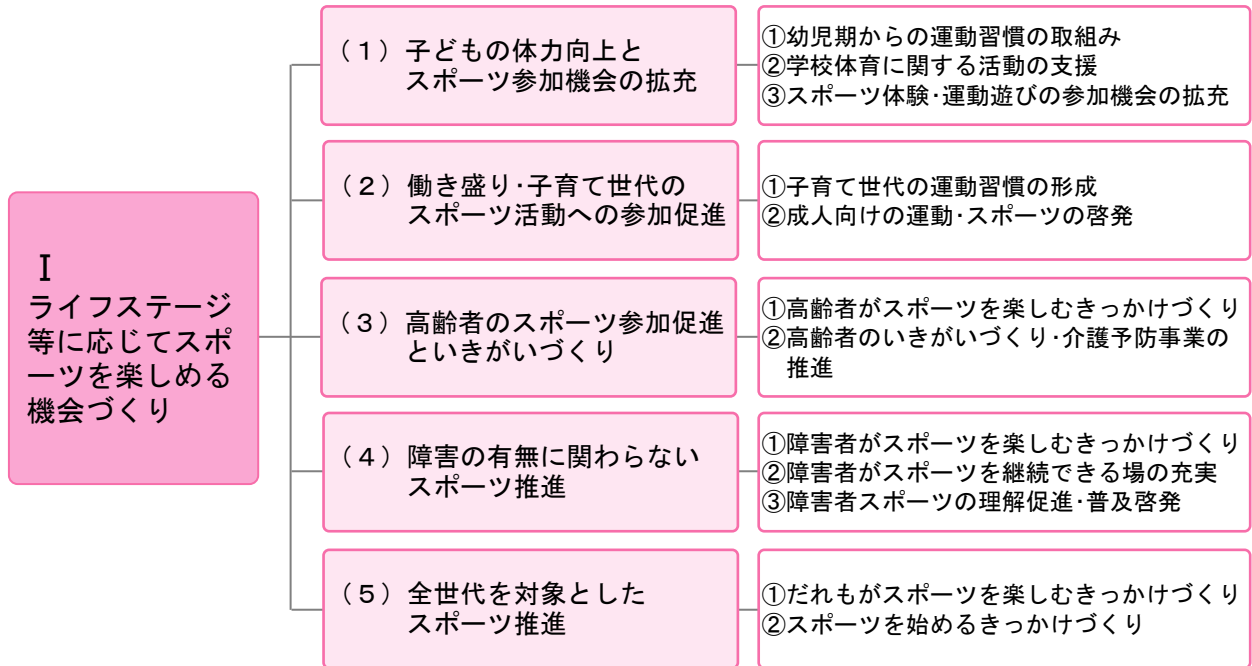
I

ライフステージ等に応じてスポーツを楽しめる機会づくり

[基本目標]

[施策の方向]

[重点施策]



(1) 子どもの体力向上とスポーツ参加機会の拡充

スポーツを習慣化させるには、子どもの頃からスポーツを楽しむことが重要です。子ども自身が体を動かすことに興味や関心を持ち、自ら進んで体を使った遊びを楽しみ、多様な動きを経験できる機会の充実を図ります。また、子どものスポーツへの興味・関心を高める活動を行う団体の活動支援に努めます。

【重点施策】

① 幼児期からの運動習慣の取組み

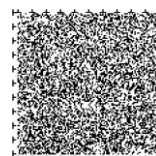
取組名	内容	担当課
区立スポーツ施設等における幼児体操教室・親子プログラムの実施	幼児を対象とした体操、バレエ、リトミック（※17）、フットサル等の教室を通じて、運動の楽しさを味わい、幼児期から運動習慣を身につけるとともに、親子リズム体操等を通じて、親子のふれあいを深めることを推進していきます。	スポーツ推進課
保育園における幼児の運動遊び支援	日常の保育活動の中で、遊びを通して自ら体を動かすことを楽しみ、様々な動きをしようとする意欲を育みます。一人ひとりの発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、体力及びスポーツを楽しむ基礎を培います。	保育課
区立幼稚園・認定こども園（※18）「一園一取組」運動、運動会における学生ボランティア支援	運動遊びや集団行動、レクリエーション、親子のふれあい等を通じて、戸外で身体を動かし、運動が好きな幼児を育てていきます。また、運動会では、学生ボランティア等が協力し、運営を支援しています。	学校支援課
区立幼稚園・認定こども園における園庭開放等	幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）のお迎え時間に園庭を開放したり、夏季休業中にプールを開放したりして、親子が運動や水遊び等を自由に楽しめるよう工夫していきます。	学校支援課
北区保幼小接続期カリキュラム	平成25（2013）年3月に作成した新カリキュラムに基づき毎年、担任研修会を開催し、各校において、スタートカリキュラム（※19）を実施していきます。	教育政策課
《新》子どもセンター（児童館）における乳幼児親子の運動機会の充実	乳幼児親子を対象とした体操、ヨガ、ふれあい遊び等を通じて、体を動かす楽しさを伝えたり、親子のふれあいを深める取組みを進めていきます。また、日常遊びのなかにも運動機能の発達を促す工夫をしています。	子どもわくわく課

※《新》は前計画から追加した取組み

※17 リトミック：リズム表現教育を体系化した音楽教育方法のこと。

※18 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。

※19 スタートカリキュラム：子どもたちがスムーズに学校生活に適應できるよう、就学前から小学校入学後を「接続期」ととらえた接続期の教育の取組み。

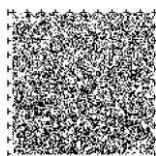


②学校体育に関する活動の支援

取組名	内容	担当課
巡回実技研修会の実施	体育授業の充実を図るために、北区の小学校全体を体育専門の教員が巡回して、教員の実技習得を推進していきます。	教育指導課
新学習指導要領の実施	新学習指導要領の趣旨に則り、児童・生徒が様々な運動を経験し興味・関心を深めていきます。また、設備を充実するとともに、北区体育協会（競技団体）等の人材を有効に活用して、教員の指導方法の充実を図っていきます。加えて、小中一貫教育カリキュラムを策定することで、年間指導計画の作成に役立てていきます。	教育指導課
陸上記録会の開催	区内の小学校及び中学校が、年に1回、陸上記録会で競い合うことにより、基礎体力の向上や学校間の交流を図っていきます。	教育指導課
中学生「東京駅伝」参加	東京都が中学校における体育の充実及び部活動における競技力の向上の一環として、平成21（2009）年度から区市町村対抗の駅伝競走を実施しています。	教育指導課
《新》小学生長なわトライ（中学生長縄トライ）の実施	体育の授業等で長なわ（長縄）を実施し、北区の基準回数に達した学級に対して表彰を行うことで、区内の児童及び生徒の体力向上を図っていきます。	教育指導課
《新》特別支援学級の合同行事の実施	知的障害特別支援学級を設置している小・中学校で合同実施している、レクリエーション大会（小・中学校）、スポーツ交流大会（中学校）において、楽しく体を動かし、他の設置校の児童・生徒と交流を図っています。	教育総合相談センター

③スポーツ体験・運動遊びの参加機会の拡充

取組名	内容	担当課
わくわく土曜スポーツクラブ	小学生が地域でスポーツに親しみながら健やかに成長することを目的とし、平成14（2002）年度から学校体育館等（令和元（2019）年度は7種目6会場）で多種目の体験活動を実施しています。今後、実施種目の見直しや実施時間帯を工夫する等、事業の改善に向けた検討を進めていきます。	スポーツ推進課
プレーパーク	子どもたちに外遊びの場を提供し、自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育み、外遊びの魅力を発見する機会の充実に取り組んでいきます。	子ども未来課
表彰制度	青少年健全育成の一助として、文化・スポーツ等において、輝かしい実績を残した児童・生徒に対する表彰（子どもかがやき顕彰）を実施していきます。	生涯学習・学校地域連携課
ジュニア向けの大会・スポーツ教室等の実施	区立スポーツ施設等において、小・中・高校生対象のスポーツ大会・スポーツ教室等を推進していきます。	スポーツ推進課 スポーツ推進課 （北区体育協会）



(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への参加促進

成人の運動・スポーツ参加の裾野が広がるよう努めるとともに、男性に比べ、スポーツ実施率が低い女性や、特に、スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代がスポーツに興味・関心を持ち、気軽に取り組めるよう、スポーツ活動に参加できる環境を整えます。

【重点施策】

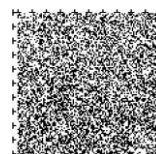
① 子育て世代の運動習慣の形成

取組名	内容	担当課
公園・広場等を利用した外遊びや野外活動	「親子でチャレンジ飛鳥山」等、外遊びやゲームが楽しめるイベントを推進していきます。	生涯学習・学校地域連携課
《新》健康測定会の実施	高機能体組成計を使用した体組成測定（※20）や、血管の年齢・骨の健康状態・リラクセス度等の測定を実施し、客観的結果に基づく運動のアドバイスを行うことで、運動への意識づけを高めていきます。	スポーツ推進課
親子や家族で参加できるスポーツ教室やイベントの実施	区立スポーツ施設における親子で参加できるスポーツ教室の拡充や、青少年地区委員会の事業等、親子・家族で参加する機会を推進していきます。	スポーツ推進課 生涯学習・学校地域連携課
《新》指定管理者自主事業の拡充	多くの区民参加を促進するために、利用対象の拡大・条件の緩和や時間帯の工夫等を検討していきます。また、働き盛り・子育て世代や障害のある方等、利用者のニーズにあわせた幅広い事業展開ができるよう、自主事業の拡充の検討を進めていきます。	スポーツ推進課
《新》初心者向けのスポーツ教室	利用者のニーズに合わせた幅広い初心者向けスポーツ教室を実施し、スポーツを始めるきっかけづくりを推進していきます。	スポーツ推進課



わくわく土曜スポーツクラブ（剣道・卓球）

※20 体組成測定：体を構成する組織である筋肉や脂肪、骨等を測定し、筋肉量や体脂肪量、骨量、基礎代謝量等を算出する。

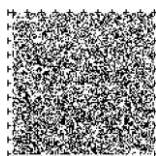


②成人向けの運動・スポーツの啓発

取組名	内容	担当課
家庭や身近な場所での運動を促す工夫	日常生活の中で歩数や身体活動量を増やす取組み等「気軽にできる健康づくり」を推進します。	健康推進課
競技人口やスポーツ実施率の向上	初心者向けスポーツ教室の実施等、競技人口やスポーツ実施率の増加に向けた普及活動を行っていきます。	スポーツ推進課 スポーツ推進課 (北区体育協会)
《新》健康測定会の実施	【再掲】 高機能体組成計を使用した体組成測定や、血管の年齢・骨の健康状態・リラックス度等の測定を実施し、客観的結果に基づく運動のアドバイスをを行うことで、運動への意識づけを高めていきます。	スポーツ推進課
親子や家族で参加できるスポーツ教室やイベントの実施	【再掲】 区立スポーツ施設における親子で参加できるスポーツ教室の拡充や、青少年地区委員会の事業等、親子・家族で参加する機会を推進していきます。	スポーツ推進課 生涯学習・ 学校地域連携課
《新》指定管理者自主事業の拡充	【再掲】 多くの区民参加を促進するために、利用対象の拡大・条件の緩和や時間帯の工夫等を検討していきます。また、働き盛り・子育て世代や障害のある方等、利用者のニーズにあわせた幅広い事業展開ができるよう、自主事業の拡充の検討を進めていきます。	スポーツ推進課
《新》初心者向けのスポーツ教室	【再掲】 利用者のニーズに合わせた幅広い初心者向けスポーツ教室を実施し、スポーツを始めるきっかけづくりを推進していきます。	スポーツ推進課



シルバースポーツウィーク事業
(シルバー輪投げ大会)



(3) 高齢者のスポーツ参加促進といきがづくり

高齢者が気軽に定期的に楽しめるスポーツ活動を推進し、いつまでも健康で自立した日常生活を営み、意欲的に活動する体力を維持できるよう、いきがづくりや社会参加の機会創出に積極的に取り組みます。

【重点施策】

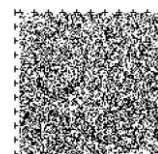
①高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり

取組名	内容	担当課
シルバースポーツウィーク事業	65歳以上の方を対象に、敬老の日の週に区立スポーツ施設を無料開放するとともに、シルバー野球大会、シルバーサッカー大会、シルバー輪投げ大会等の事業を展開し、高齢者のスポーツ活動や仲間づくりを推進していきます。	スポーツ推進課
《新》 高齢者料金の導入	65歳以上の方がスポーツ施設を個人利用する際の料金を一般の半額とし、スポーツ活動を通じた健康増進と社会参加の機会を拡充していきます。	スポーツ推進課

②高齢者のいきがづくり・介護予防事業の推進

取組名	内容	担当課
一般介護予防事業	65歳以上の方が、おたっしや教室（介護予防の体操教室）等から区民主体の介護予防を行う活動につなげていきます。 また、教室受講者を中心に自主グループを立ち上げるとともに「通いの場（※21）」の育成・支援をしていきます。	長寿支援課
《新》 いきが活動センターの開設	高齢者の就労や社会参加及び自主的活動の支援、健康づくり・介護予防事業等を実施する「いきが活動センター」を開設し、高齢者のいきがづくりを支援していきます。	高齢福祉課
《新》 高齢者料金の導入	【再掲】 65歳以上の方がスポーツ施設を個人利用する際の料金を一般の半額とし、スポーツ活動を通じた健康増進と社会参加の機会を拡充していきます。	スポーツ推進課

※21 通いの場：週1回以上継続してトレーニングができる場所のこと。



(4) 障害の有無に関わらないスポーツ推進

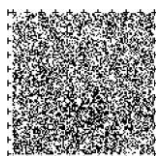
身体能力の差異を問わず、自身の興味・関心に合わせたスポーツを楽しみ、交流し、社会参加・地域参加ができるよう、スポーツ教室や体験会、レクリエーション教室等を実施します。

ポッチャや車いすテニス等の普及・啓発を進め、障害のある方もない方も一緒に楽しむことのできるイベント等を実施することで、区民の障害者スポーツへの意識の高揚を図ります。

【重点施策】

①障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり

取組名	内容	担当課
《新》 北区ハート スポーツフェスタ	東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、障害のある方もない方も、ともに楽しめる様々なスポーツやレクリエーションイベントを実施していきます。 また、イベント参加者が継続してスポーツを楽しめるよう、東京都障害者総合スポーツセンター等の紹介やイベント情報を提供します。	スポーツ推進課
《新》 知的障害者 サッカー教室	知的障害のある方やその家族を中心に、サッカーやレクリエーションを通してコミュニケーションを促進し、だれもが前向きな気持ちになれるよう区民のスポーツ参加を推進していきます。 また、イベント参加者が継続してスポーツを楽しめるよう、東京都障害者総合スポーツセンター等の紹介やイベント情報を提供します。	スポーツ推進課
《新》 テニス フェスティバル	パラアスリート等によるテニスのレッスンやレクリエーションを体験し、障害のある方もない方もスポーツを通じてお互いを理解し交流できるイベントを実施していきます。 また、イベント参加者が継続してスポーツを楽しめるよう、東京都障害者総合スポーツセンター等の紹介やイベント情報を提供します。	スポーツ推進課
東京都障害者総合 スポーツセンター 等との情報共有	北区主催で行う障害者スポーツイベントについては、東京都や東京都障害者総合スポーツセンター等へ情報を提供し、障害のある方のスポーツを推進していきます。	スポーツ推進課
《新》 障害者料金の 導入	障害のある方がスポーツ施設を個人利用する際の料金を一般の半額とし、スポーツ活動を通じた健康増進と社会参加の機会を拡充していきます。	スポーツ推進課



②障害者がスポーツを継続できる場の充実

取組名	内容	担当課
《新》 ユニバーサルスポーツ（※22） 体験会	障害の有無に関わらずユニバーサルスポーツを通じて、多くの人が交流し、お互いの理解を深めるとともに、障害者スポーツの理解と普及を図るため、継続してスポーツをすることができる場を提供していきます。 また、イベント参加者が継続してスポーツを楽しめるよう、東京都障害者総合スポーツセンター等の紹介やイベント情報を提供します。	スポーツ推進課
《新》 城北ブロック4区 合同レクリエーション 大会	区内の特別支援学級の卒業生が、社会の中で豊かに生きていくための学習の場として「北区あすか教室」を実施しており、その一環で北区・文京区・台東区・荒川区の4区共催でレクリエーション大会を開催し、教室・学級参加者同士が交流を深めることを支援していきます。	生涯学習・ 学校地域連携課
《新》 障害者料金の 導入	【再掲】 障害のある方がスポーツ施設を個人利用する際の料金を一般の半額とし、スポーツ活動を通じた健康増進と社会参加の機会を拡充していきます。	スポーツ推進課

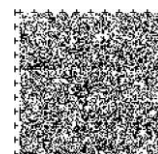
③障害者スポーツの理解促進・普及啓発

取組名	内容	担当課
《新》 障害者週間記念 講演会	障害者週間（12月）に障害者スポーツをテーマにした講演会を実施し、広く区民に障害者に対する理解促進を図っていきます。	スポーツ推進課 東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 障害者のスポーツ 交流イベント	区内の特別支援学校と連携し、障害のある方とない方のスポーツ交流を積極的に推進していきます。	スポーツ推進課
身近な連携・協働の 推進	北区立小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じて障害者理解を図るとともに、北区の中学生による東京都障害者総合スポーツセンターでの職場体験実習や、小・中学校へのボッチャ等の障害者スポーツの出前事業等を推進していきます。	教育指導課



障害者のスポーツ交流イベント

※22 ユニバーサルスポーツ：障害のある方もない方も一緒に楽しめるスポーツで、体格や体力の優劣によらず、得点獲得や勝敗に関わることができるようなルールになっているスポーツ。



(5) 全世代を対象としたスポーツ推進

子どもから高齢者まで、すべての世代の区民が主体的にスポーツに取り組むことができるきっかけづくりを推進します。特にスポーツをしていない人や、男性に比べスポーツ実施率が低い女性に向けた施策を推進していきます。

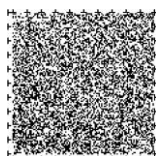
【重点施策】

①だれもがスポーツを楽しむきっかけづくり

取組名	内容	担当課
親子や家族で参加できるスポーツ教室やイベントの実施	【再掲】 区立スポーツ施設における親子で参加できるスポーツ教室の拡充や、青少年地区委員会の事業等、親子・家族で参加する機会を推進していきます。	スポーツ推進課 生涯学習・ 学校地域連携課
健康づくりグループ活動	ウォーキング、体操、ダンス、ヨガ、太極拳等を自主的に仲間と行う「健康づくりグループ」活動への参加を呼びかけています。北区には100を超えるグループがあり、メンバー募集、活動紹介等の支援を行っていきます。	健康推進課
北区さくら体操	「北区のうた」にあわせて手軽に適度に体を動かす北区オリジナルの「北区さくら体操」の普及活動を行っていきます。	健康推進課
ウォーキング大会の開催	多くの区民が気軽に参加できるウォーキング大会として、春の「桜ウォーク」、秋の「北・水辺ウォーク」を開催します。	健康推進課

②スポーツを始めるきっかけづくり

取組名	内容	担当課
地域におけるスポーツイベントの実施	総合型地域スポーツクラブのイベント実施を支援していきます。	スポーツ推進課
《新》初心者向けのスポーツ教室	【再掲】 利用者のニーズに合わせた幅広い初心者向けスポーツ教室を実施し、スポーツを始めるきっかけづくりを推進していきます。	スポーツ推進課



基本目標

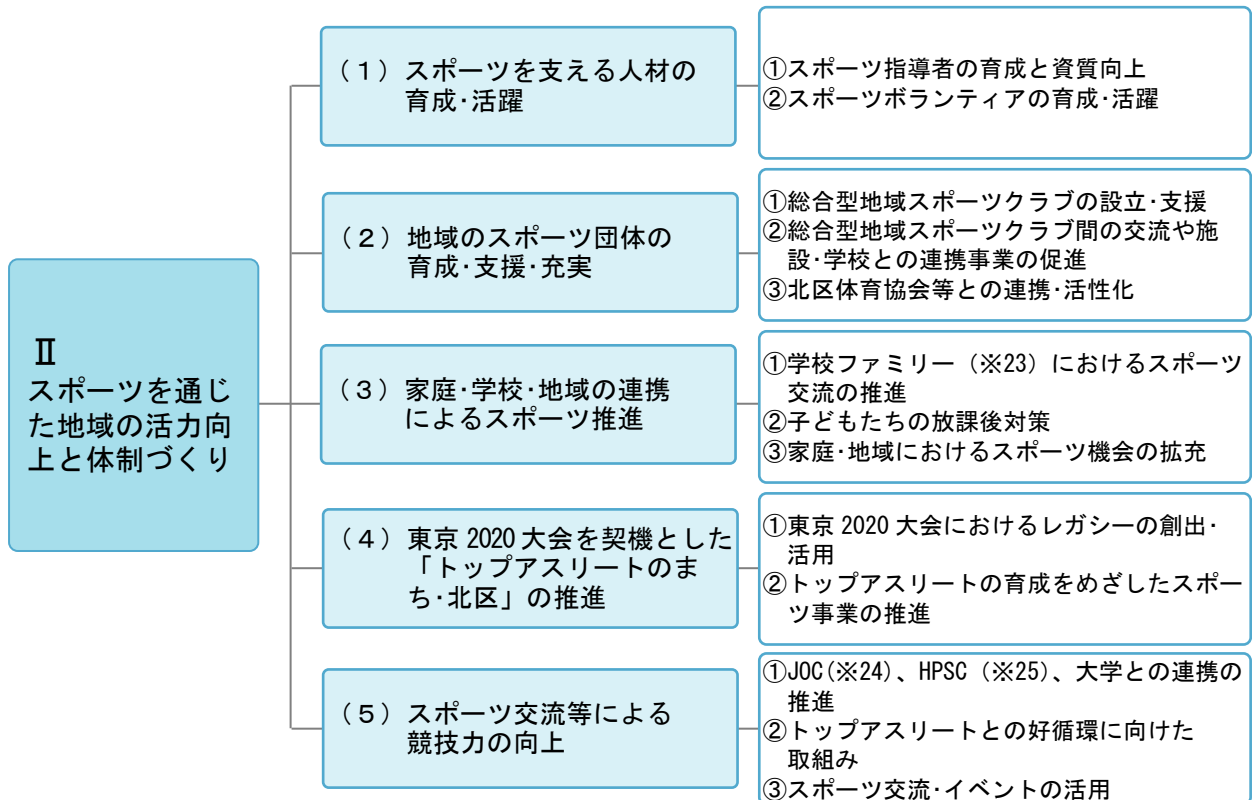
II

スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり

[基本目標]

[施策の方向]

[重点施策]



第1章

第2章

第3章

第4章

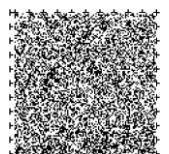
第5章

参考資料

※23 学校ファミリー：通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワーク。授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的としている。

※24 JOC(Japanese Olympic Committee)：日本の国内オリンピック委員会のこと。

※25 HPSC (High Performance Sport Center)：オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学センター（JISS）と味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）が持つスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、各種スポーツ資源の開発等を行う機関。



(1) スポーツを支える人材の育成・活躍

区民のスポーツ指導者に期待するニーズに応えられるよう、地域で活動している指導者を支援することで指導者の確保に努めるとともに、競技団体等と連携し、質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者の養成及び定期的な研修による指導力の向上を図ります。

また、様々なスポーツ大会・イベント等において、ボランティアとして参加する機会を提供する等、スポーツを支えるスポーツボランティアの育成に努めます。

【重点施策】

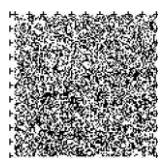
①スポーツ指導者の育成と資質向上

取組名	内容	担当課
指導者向け研修会の実施	東京都広域スポーツセンター（※26）や総合型地域スポーツクラブ等の協力を得て、総合型地域スポーツクラブの指導者や運営を支える人材の養成や研修の機会を提供していきます。	スポーツ推進課
地域と連携した人材の発掘・育成	青少年地区委員会、小・中学校、小・中学校PTA、北区体育協会、包括協定を締結している大学（※27）からの推薦や公募により、スポーツ推進委員を委嘱していきます。また、地域における少年スポーツ活動の指導・運営に永年にわたり貢献している方に対する「少年スポーツ活動指導者表彰」を行い、少年スポーツ活動指導者のさらなる意欲の向上に繋げていきます。	スポーツ推進課
大学との連携	包括協定を締結している大学との連携により、現役大学生をスポーツ推進委員に委嘱しています。引き続き、若い世代による専門性を生かした取り組みを展開していきます。	スポーツ推進課
ジュニアスポーツ指導者講習会	将来ジュニアスポーツ指導者をめざしている、または、指導者として活動している方を対象に講習会を行います。子どもたちのスポーツ指導や健全育成のために一層の内容の充実を図っていきます。	スポーツ推進課
AED講習会等の実施	東京防災救急協会等の協力を得て、指導者による安全管理を徹底していきます。なお、スポーツ指導者の資質向上に関わる様々な講習会等にも参加し、スキルアップを図っていきます。	スポーツ推進課
安全対策の実施	スポーツ教室等の実施にあたり、指導者による安全管理を徹底していきます。また、事故防止等に向けた様々な講習会等、注意喚起を行っていきます。	スポーツ推進課 (北区体育協会)

※26 東京都広域スポーツセンター：地域において子どもから高齢者、障害のある方、また初心者から上級者等、年齢・技術レベルや興味にあわせてスポーツに参加できる地域スポーツクラブの設立・育成の支援を行っている機関。

※27 包括協定を締結している大学：東京家政大学・東京家政大学短期大学部、学校法人東洋大学、学校法人帝京大学、女子栄養大学、学校法人東京成徳学園、国立大学法人お茶の水女子大学の6大学。

大学が持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯等の地域課題の解決をすることにより、豊かな地域社会の創造をめざすことを目的に、包括協定を締結することを「北区基本計画 2010」に位置づけ、平成 22（2010）年度から順次、6校の大学と協定を締結した。



取組名	内容	担当課
《新》 初級障がい者 スポーツ指導員 養成講習会の実施	地域における障害者スポーツの普及と発展をめざして、障害者スポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成するため、日本障がい者スポーツ協会（※28）の認定を受けて、4区（北区・文京区・台東区・荒川区）合同で養成講習会を実施していきます。 また、障がい者スポーツ指導員（※29）の有資格者の活躍の場を提供するため、人材登録制度に登録した指導員に対して、区内のイベント情報を発信していきます。	スポーツ推進課
スポーツ推進委員の 研修参加	東京都スポーツ推進委員協議会（※30）等が実施しているスポーツに関する研修会への参加を推進します。また、障がい者スポーツ指導員及び東京都障害者スポーツ協会（※31）と相互協力・連携し、スポーツ推進委員の資質向上に努めていきます。	スポーツ推進課

②スポーツボランティアの育成・活躍

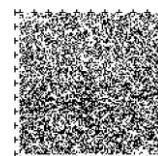
取組名	内容	担当課
《新》 初級障がい者 スポーツ指導員 養成講習会の実施	【再掲】 地域における障害者スポーツの普及と発展をめざして、障害者スポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成するため、日本障がい者スポーツ協会の認定を受けて、4区（北区・文京区・台東区・荒川区）合同で養成講習会を実施していきます。 また、障がい者スポーツ指導員の有資格者の活躍の場を提供するため、人材登録制度に登録した指導員に対して、区内のイベント情報を発信していきます。	スポーツ推進課
スポーツ推進委員の 研修参加	【再掲】 東京都スポーツ推進委員協議会等が実施しているスポーツに関する研修会への参加を推進します。また、障がい者スポーツ指導員及び東京都障害者スポーツ協会と相互協力・連携し、スポーツ推進委員の資質向上に努めていきます。	スポーツ推進課
《新》 スポーツボランティア 制度の充実	スポーツ現場のボランティアの確保に取り組むとともに、ボランティアに対するニーズの受け皿として機能させ、スポーツを通じた市民活動・社会貢献活動の活性化を図っていきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課

※28 日本障がい者スポーツ協会：昭和40（1965）年に設立された、日本の障害者スポーツの普及・振興を図り、また国際舞台で活躍できる選手の育成・強化を担う統括組織。

※29 障がい者スポーツ指導員：地域で活動する障害者スポーツのリーダー、指導者のこと。初級・中級・上級の3種類があり、上級は県レベルのリーダーとして、指導現場では障害者スポーツの高度な専門的知識を有し、指導員を取りまとめる指導的立場になる。

※30 東京都スポーツ推進委員協議会：スポーツ推進委員及びスポーツ推進委員会（地域委員会）の資質の向上と機能の強化を図り、東京都のスポーツ振興に寄与するとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの推進に係る事業を行い、地域スポーツの発展に寄与することを目的とした一般社団法人。

※31 東京都障害者スポーツ協会：東京都に在住する障害のある方の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行い、もって障害のある方の福祉の向上に寄与することを目的とした公益社団法人。



(2) 地域のスポーツ団体の育成・支援・充実

子どもから高齢者までのすべての人が、様々なスポーツを生涯にわたり身近な地域で楽しめるよう、気軽に参加することができる総合型地域スポーツクラブを育成支援し、活用促進を図ります。

また、スポーツ関係団体の活動に対する支援等により、安定的な活動環境の充実を図ります。

【重点施策】

①総合型地域スポーツクラブの設立・支援

取組名	内容	担当課
総合型地域スポーツクラブのPR・活動紹介	広報誌やホームページ等を通じた情報提供を促し、既存の総合型地域スポーツクラブの活動や認知度向上、会員の増加を図っていきます。	スポーツ推進課
地域におけるスポーツイベントの実施	【再掲】 総合型地域スポーツクラブのイベント実施を支援していきます。	スポーツ推進課
担い手となる人材の発掘・育成	スポーツクラブマネージャーや指導者等、総合型地域スポーツクラブの運営の担い手となる人材の発掘・育成に向けた支援を行っていきます。	スポーツ推進課
総合型地域スポーツクラブの設立支援	スポーツ推進委員協議会と連携し、地域の身近な場所でスポーツを気軽に楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブが設立されていない王子地区を中心に、クラブ設立に向けた支援をしていきます。	スポーツ推進課

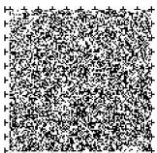
北区内の2つの総合型地域スポーツクラブ



れっど★しゃつふる（赤羽地区）
のロゴマーク



コムスポたきのがわ（滝野川地区）
のロゴマーク



②総合型地域スポーツクラブ間の交流や施設・学校との連携事業の促進

取組名	内容	担当課
スポーツ施設及び学校との事業連携	総合型地域スポーツクラブが、スポーツ施設を運営する指定管理者の事業、学校における体育や部活動等に携わる等、事業連携を進めていきます。	スポーツ推進課
地域行事への参加	総合型地域スポーツクラブが地域におけるイベント等に参加協力することで、地域に根付いたクラブ運営を促進し、会員・利用者の増加を図ります。	スポーツ推進課
クラブ間の相互交流	総合型地域スポーツクラブの相互交流を推進し、事業運営の協力関係を構築していきます。	スポーツ推進課

③北区体育協会等との連携・活性化

取組名	内容	担当課
《新》 北区体育協会等との連携・支援	北区体育協会等と連携し、地域のスポーツ活動に貢献、または優秀な成績を収めた団体・人材を国、東京都の表彰や大会に推薦します。また、広報誌やホームページを通じて、体育協会加盟団体の活動や認知度向上、会員の増加を図るとともにスポーツ少年団の育成を支援していきます。	スポーツ推進課
《新》 区民体育大会・都民体育大会	北区体育協会加盟の各競技団体が主管となり、各競技別に区民体育大会を実施していきます。また、代表選手を選考し、都民体育大会へ派遣していきます。	スポーツ推進課 スポーツ推進課 (北区体育協会)
《新》 中高年スポーツ推進事業	中高年を対象にスポーツの楽しさ、仲間との交流、健康づくり等を推進し、はつらつとした日常生活を過ごせるよう各種教室を実施していきます。	スポーツ推進課 スポーツ推進課 (北区体育協会)
《新》 青少年スポーツ大会	青少年の体力・技術の向上のため、北区体育協会の加盟団体の協力のもと、青少年剣道大会、少年・少女サッカー大会を実施していきます。	スポーツ推進課 スポーツ推進課 (北区体育協会)
《新》 スポーツ推進委員協議会との連携・支援	地域スポーツの推進を支える人材として、スポーツ推進委員を委嘱しています。区はスポーツ推進委員協議会と連携し、様々なスポーツ事業等を企画し、運営していきます。また、研修等の情報提供・情報共有を行い、スポーツ推進委員の資質向上に努めていきます。	スポーツ推進課
スポーツ団体相互の連携	北区で活動しているスポーツ団体等が、互いの連携を深められるよう支援していきます。	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課

第1章

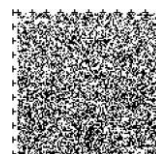
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



(3) 家庭・学校・地域の連携によるスポーツ推進

個人でも団体でも、地域で様々なスポーツを楽しめるよう、スポーツを通じた交流を促進させます。スポーツを通じて生まれた交流の輪を地域から広げ、スポーツ交流を発展させます。

【重点施策】

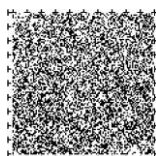
①学校ファミリーにおけるスポーツ交流の推進

取組名	内容	担当課
小学校の中学校部活動体験	小学校6年生の中学校の部活動への参加・体験を支援していきます。	教育指導課
学校間における運動会の参加交流	幼稚園を含むサブファミリー（※32）の中で、運動会を通じた交流を支援していきます。	教育政策課
運動部活動の改善	中学校部活動指導員（※33）や部活動指導補助員（※34）等の指導者の確保や中学校間の交流練習を行う等、休・廃部の防止や部員数の減少に対応していきます。	学校支援課 教育指導課

※32 サブファミリー：学校ファミリーでは、中学校1校といくつかの小学校・幼稚園からなる組み合わせをサブファミリーと呼ぶ。

※33 部活動指導員：学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者のこと。

※34 部活動指導補助員：中学校部活動の休・廃部を防止し、部活動を円滑かつ効果的に推進するため、専門的な知識や技能を用いて顧問教員の指導方針のもとに適切な指導・協力ができる、学校長が指導依頼した者。



②子どもたちの放課後対策

取組名	内容	担当課
放課後子ども総合プラン (わくわく☆ひろば) (※35) におけるスポーツ活動の実施	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)において、小学生のスポーツ活動を推進します。日々の外遊びのほか、クラブ活動やひろば対抗の卓球大会の開催、ニュースポーツ(※36)等を実施していきます。	子どもわくわく課
地域の協力による部活動指導	地域の参加・協力により、中学校部活動指導補助員や学校支援ボランティア(※37)による部活動の支援を推進していきます。	学校支援課 生涯学習・ 学校地域連携課

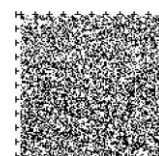


放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)
におけるスポーツ活動の実施

※35 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)：平日の放課後や土曜日、夏休み等の長期休業期間中に、小学校で子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供する事業。

※36 ニュースポーツ：グラウンドゴルフやキンボール等、一般的には、だれもが、いつでも気軽に親しむことができるスポーツ種目である。20世紀後半以降に考案された種目や外国での歴史は古いが、日本ではあまり知られていない種目(ペタンク等)のスポーツを含む。

※37 学校支援ボランティア：学校・家庭・地域が協力した教育をめざして、地域の方が学校教育に参加する取組み。

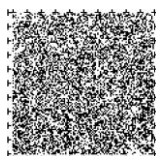


③家庭・地域におけるスポーツ機会の拡充

取組名	内容	担当課
家庭や身近な場所での運動を促す工夫	【再掲】 日常生活の中で歩数や身体活動量を増やす取組み等「気軽にできる健康づくり」を推進します。	健康推進課
親子や家族で参加できるスポーツ教室やイベントの実施	【再掲】 区立スポーツ施設における親子で参加できるスポーツ教室の拡充や、青少年地区委員会の事業等、親子・家族で参加する機会を推進していきます。	スポーツ推進課 生涯学習・ 学校地域連携課
健康づくりグループ活動	【再掲】 ウォーキング、体操、ダンス、ヨガ、太極拳等を自主的に仲間と行う「健康づくりグループ」活動への参加を呼びかけています。北区には100を超えるグループがあり、メンバー募集、活動紹介等の支援を行っていきます。	健康推進課
北区さくら体操	【再掲】 「北区のうた」にあわせて手軽に適度に体を動かす北区オリジナルの「北区さくら体操」の普及活動を行っていきます。	健康推進課
ウォーキング大会の開催	【再掲】 多くの区民が気軽に参加できるウォーキング大会として、春の「桜ウォーク」、秋の「北・水辺ウォーク」を開催します。	健康推進課
地域スポーツ行事の推奨	町会・自治会、青少年地区委員会（19地区）が主催するスポーツ行事（運動会、野球大会、ラジオ体操等）や野外活動等を推奨していきます。	地域振興課 生涯学習・ 学校地域連携課
スポーツ推進委員によるニュースポーツの指導	地域における世代間の交流を図るため、ニュースポーツの指導・普及活動を実施していきます。また、北区全域を対象としたキンボールスポーツ交流大会（キタカップ）を実施するとともに、地域での連絡調整等を担っていきます。	スポーツ推進課
《新》 ご近所体操教室	運動指導員（※38）や看護師が出向き、筋力アップ体操や体力測定を行います。地域の身近な場所での運動を主とした区民主体の「通いの場」の立ち上げをめざしていきます。	長寿支援課



スポーツ推進委員によるニュースポーツの指導（キンボール）



※38 運動指導員：「おたっしや教室」等の介護予防教室で運動や体操を指導する指導員。

(4) 東京2020大会を契機とした「トップアスリートのまち・北区」の推進

東京2020大会の開催を契機として、北区における様々な有形・無形のレガシーを創出し、まちの発展・魅力を向上することで、北区のスポーツの推進につなげていくとともに、区民のスポーツに対する理解促進や参加意欲の向上を図ります。

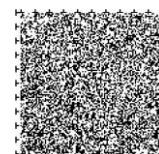
【重点施策】

①東京2020大会におけるレガシーの創出・活用

取組名	内容	担当課
《新》 手形モニュメント 取付事業	「ROUTE2020(北)レセン通り」に隣接する区立稲付西山公園に、北区ゆかりのアスリートの手形を添架したモニュメントを設置しました(除幕セレモニー:平成29(2017)年4月22日)。手形モニュメントの台座に、北区ゆかりのアスリートの手形を作製し取り付けています。合計26名の手形を設置していきます(平成31(2019)年4月1日現在、17名の手形を設置)。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 スポーツコンダク ター	区立学校や地域団体が企画するスポーツ指導や講演等を対象に、北区にゆかりのあるアスリートを紹介しています。世界の大舞台で活躍したアスリートが持つ経験や実績を背景に、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えていきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 北区スポーツ大使	「トップアスリートのまち・北区」PRの旗手として、北区にゆかりのあるトップアスリートをスポーツ大使として任命し、様々な場面を通じて北区の魅力を発信していきます。 ・上田春佳氏(平成28(2016)年10月1日任命) 2012年ロンドンオリンピック 競泳女子4×100mメドレーリレー銅メダル ・高橋勇市氏(平成28(2016)年10月1日任命) 2004年アテネパラリンピック マラソン(視覚障害)金メダル ・石野枝里子氏(平成29(2017)年3月31日任命) 2006年トリノオリンピック スピードスケート女子 チームパシュート4位	東京オリンピック・ パラリンピック担当課



手形モニュメント(区立稲付西山公園)



② トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

取組名	内容	担当課
トップアスリート直伝教室	日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるスポーツ教室を実施し、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えられるよう取り組んでいきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
《新》車いすフェンシング教室、フェンシング教室	東京都フェンシング協会及び日本車いすフェンシング協会と連携し、熟練したフェンシングコーチらの指導による通年のフェンシング教室・車いすフェンシング教室を平成 27 (2015) 年4月から開始しました。高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、北区から、オリンピック・パラリンピック大会の日本代表選手輩出をめざしていきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

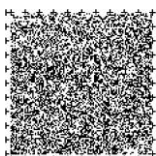
参考資料



トップアスリート直伝教室



車いすフェンシング教室



(5) スポーツ交流等による競技力の向上

JOC、HPSC と連携して、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進します。

また、全国的なスポーツ大会、東京都レベルのスポーツ大会への参加を支援し、競技スポーツの拡大を図ることで区民が競技スポーツに親しめる機会を提供します。

【重点施策】

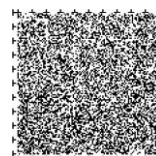
①JOC、HPSC、大学との連携の推進

取組名	内容	担当課
スポーツ祭り	「体育の日」中央記念行事として、ナショナルトレーニングセンターの開設（平成 20（2008）年）以降、国立スポーツ科学センター・味の素ナショナルトレーニングセンター・味の素フィールド西が丘等でスポーツ祭りを開催しています。 小・中学生等多くの区民のスポーツ教室参加等を促進していきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
《新》 JOC 主催 「アスナビ」	アスリートの練習拠点と区内企業が近い距離にある地理的優位性を生かし、アスリートの経済基盤と練習環境を結び付ける支援を行うことにより、産業の活性化に資する取り組みとして実施していきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
東洋大学陸上部との中学生「東京駅伝」大会北区選抜チームの連携事業の実施	箱根駅伝等で活躍する選手との交流等により、北区選抜選手の意識高揚や練習意欲の喚起をめざしていきます。	教育指導課
《新》 JOC 連携事業	パートナー都市協定を締結した JOC との連携事業（オリンピック教室等）を実施し、オリンピック・ムーブメント（※39）の推進及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開していきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課



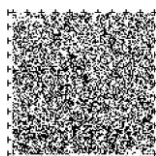
JOC 連携事業

※39 オリンピック・ムーブメント：国際オリンピック委員会（IOC）のもとで行われる、オリンピックのあるべき姿（オリンピズム）を世界中の人々によく知ってもらい、その考え方を大きく広げていく活動のこと。東京 2020 大会の開催も、オリンピック・ムーブメントの活動の一つである。



② トップアスリートとの好循環に向けた取組み

取組名	内容	担当課
《新》 手形モニュメント 取付事業	【再掲】 「ROUTE2020 ³ トレセン通り」に隣接する区立稲付西山公園に、北区ゆかりのアスリートの手形を添架したモニュメントを設置しました（除幕セレモニー：平成 29（2017）年 4 月 22 日）。手形モニュメントの台座に、北区ゆかりのアスリートの手形を作製し取り付けています。合計 26 名の手形を設置していきます（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、17 名の手形を設置）。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 区内企業とのパート ナーシップ協定	平成 29（2017）年度にアスリートを雇用する区内企業が官民を超えたネットワークを構築しました。スポーツを軸とした地域活力の向上及び東京 2020 大会の気運醸成を推進するため、パートナーシップ協定を締結していきます。 締結区内企業：城北信用金庫 日本製紙総合開発(株) (株)なとり 東京書籍(株)	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 スケート教室	ウインタースポーツの代表的種目であるスケートに対する興味関心を喚起させ、新たなスポーツ人口を創出するとともに、子どもたちのバランス感覚や体幹機能を強化する等、運動能力の向上を図ること等を目的に、オリンピックや世界選手権で活躍したスケート選手による教室を実施していきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 トレセン通りPR事 業	日本トップレベル競技者のトレーニング施設のある西が丘から JR 赤羽駅及び JR 十条駅に通じる通りに愛称名を設定しました。この通りを「トップアスリートのまち・北区」のシンボルとして相応しい景観となるよう整備し、区の魅力として発信していきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 オリンピック・ パラリンピック 開催イベント	オリンピック・パラリンピック大会時等に、大会出場アスリート等の紹介・激励、壮行会等を行うとともに、関連イベントを実施します。 東京 2020 大会で創出された人やモノ、文化等のレガシーを活用し、引き続き「トップアスリートのまち・北区」を推進するとともに、トップアスリートの育成をめざしていきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 キッズアスレティクス、 キッズアスレティクス 養成講座	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした国際陸上競技連盟の世界共通の運動能力向上プログラムを実施し、身体運動の基礎能力育成を図ります。小学校において体験プログラムを実施するほか、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を実施し、小学校独自のプログラムを展開していきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課
《新》 スポーツコンダク ター	【再掲】 区立学校や地域団体が企画するスポーツ指導や講演等を対象に、北区にゆかりのあるアスリートを紹介しています。世界の大舞台で活躍したアスリートが持つ経験や実績を背景に、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えていきます。	東京オリンピック・ パラリンピック担当課



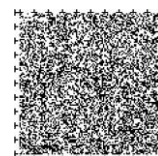
取組名	内容	担当課
トップアスリート直伝教室	【再掲】 日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるスポーツ教室を実施し、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えられるよう取り組んでいきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
《新》 JOC連携事業	【再掲】 パートナー都市協定を締結したJOCとの連携事業（オリンピック教室等）を実施し、オリンピック・ムーブメントの推進及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開していきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課

③スポーツ交流・イベントの活用

取組名	内容	担当課
都市間スポーツの交流	北区と友好都市の友好親善を深めることを目的として、加盟団体によるスポーツ交流事業を行っていきます。	スポーツ推進課 (北区体育協会)
《新》 車いすフェンシング教室、フェンシング教室	【再掲】 東京都フェンシング協会及び日本車いすフェンシング協会と連携し、熟練したフェンシングコーチらの指導による通年のフェンシング教室・車いすフェンシング教室を平成 27（2015）年4月から開始しました。 高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、北区から、オリンピック・パラリンピック大会の日本代表選手輩出をめざしていきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
全国レベルの大会やスポーツイベント開催の支援	味の素フィールド西が丘では、なでしこリーグや全国レベルの大会が頻繁に行われています。また、荒川河川敷では、スポーツ団体や民間事業者等によるマラソン大会等が行われます。さらに、区内の体育館では、フェンシング各種大会の予選会や、世界卓球日本代表選考会等、こうしたスポーツイベントや大会の開催を支援していきます。	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課



トップアスリート直伝教室



基本目標

Ⅲ

気軽にスポーツに関わることができる環境づくり

[基本目標]

[施策の方向]

[重点施策]

Ⅲ
気軽にスポーツ
に関わることが
できる環境づく
り

(1) 身近なところでスポーツが
できる施設の充実

- ①拠点となるスポーツ施設の整備
- ②身近なスポーツの場の確保
- ③学校等体育施設の地域開放の推進
- ④国・東京都や民間スポーツ施設との協力関係の構築

(2) スポーツ観戦環境の充実

- ①スポーツ観戦の魅力発信
- ②スポーツ観戦のためのバリアフリー整備

(3) スポーツ推進のための庁内
連携

- ①スポーツに関する情報提供の充実
- ②庁内連携体制の検討

第1章

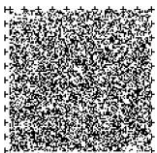
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



(1) 身近なところでスポーツができる施設の充実

区民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズが多様化している中、だれもが利用しやすい施設となるよう改善を図りながらハード、ソフト両面からスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の有効活用を実施していきます。

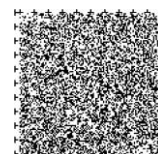
また、多目的広場・健康遊具の整備や学校等体育施設の開放を行い、スポーツに親しめる身近な場所の確保に努めます。

【重点施策】

①拠点となるスポーツ施設の整備

取組名	内容	担当課
《新》桐ヶ丘体育館の改築	区民に多様なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりに役立つよう、老朽化した桐ヶ丘体育館の改築を行います。なお、改築にあたっては、高齢者や障害のある方等、だれもが利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザイン（※40）の考え方を踏まえ、検討を進めていきます。	スポーツ推進課
《新》豊島五丁目荒川河川敷へのスポーツグラウンド等の整備	身近なところでスポーツができる場を拡充するため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画【北区】」の整備方針に基づき、スポーツグラウンド等の整備の検討を進めていきます。	スポーツ推進課 土木政策課
既存施設の改修	施設を長寿命化し、これまで以上に安全で快適なスポーツ活動の場を提供するため、滝野川体育館をはじめ、老朽化した施設の改修を進めるとともに、砂埃等が発生しやすく、水はけが悪くなっている北運動場グラウンドの人工芝化を検討していきます。 また、「北区バリアフリー基本構想」の各地区特定事業計画等に基づき、障害のある方や高齢者がスポーツに参加しやすい環境の整備を進めていきます。	スポーツ推進課
区立スポーツ施設の利用率向上	スポーツ施設の指定管理者のノウハウを生かして、平日の日中における施設の利用率向上について研究していきます。	スポーツ推進課

※40 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。



②身近なスポーツの場の確保

取組名	内容	担当課
安全で快適な歩行空間の確保	交通安全対策や緑化整備、歩道と車道の段差解消等、道路上の歩行空間の整備を進めていきます。	土木政策課 道路公園課
多目的広場・健康遊具の整備	子ども用だけではなく、健康増進にも役立つ遊具類等を設置するため、意見交換会等での地域の意見を踏まえながら、公園整備を進めていきます。	土木政策課 道路公園課
コミュニティ・アリーナ(※41)の管理・運営	学校適正配置で閉校した学校施設の体育館を改修し、地区体育館とは異なり、多目的な活動(スポーツ・文化・芸術・健康づくり事業等)が行える集会施設の管理・運営を引き続き行っています。	地域振興課
《新》 「ランニングステーション」機能の活用	手軽なスポーツとして愛好者の多い「ランニング」を推進していくため、既存スポーツ施設や民間施設の更衣室・シャワー等の機能を活用し、ランナーの利用環境を向上していきます。	スポーツ推進課

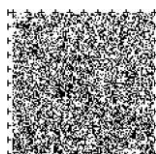
③学校等体育施設の地域開放の推進

取組名	内容	担当課
地区体育館の整備	働く世代(成人)を中心としたスポーツ活動を推進するため、学校改築等にあわせて地区体育館化を検討し、整備を行っていきます。	生涯学習・ 学校地域連携課
校庭夜間開放	学校改築等にあわせて、施設の立地等に応じて校庭夜間開放を進めていきます。	生涯学習・ 学校地域連携課
学校施設の有効活用	それぞれの地域におけるスポーツ事情を踏まえて、学校施設の有効活用について検討を進めていきます。	生涯学習・ 学校地域連携課



赤羽体育館

※41 コミュニティ・アリーナ：豊島北コミュニティアリーナと新町コミュニティアリーナがあり、スポーツ(バレーボール・バスケットボール・バドミントン・卓球等)、文化芸術(講演会・劇団練習・ダンス・コーラス)、健康づくり(筋力アップ教室)等、多目的に利用できる場として設置している。



④国・東京都や民間スポーツ施設との協力関係の構築

取組名	内容	担当課
国の施設利用	HPSC 及びその周辺施設等、国のスポーツ施設との連携により、地域や学校等がスポーツに取り組める場の提供に努めていきます。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
東京都障害者総合スポーツセンターの活用	東京都が設置した、23区で唯一の障害者専用スポーツ施設があることを生かして、北区の障害者スポーツの推進のための協力関係を構築していきます。	スポーツ推進課
《新》 指定管理者 自主事業の拡充	【再掲】 多くの区民参加を促進するために、利用対象の拡大・条件の緩和や時間帯の工夫等を検討していきます。また、働き盛り・子育て世代や障害のある方等、利用者のニーズにあわせた幅広い事業展開ができるよう、自主事業の拡充の検討を進めていきます。	スポーツ推進課



赤羽スポーツの森公園競技場



浮間舟渡庭球場

第1章

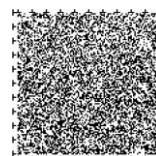
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



(2) スポーツ観戦環境の充実

スポーツ人口の拡大を図るため、スポーツを観戦する機会の提供や、大会・教室・イベントを定期的に行い、区民がスポーツを始めるきっかけを提供します。

【重点施策】

①スポーツ観戦の魅力発信

取組名	内容	担当課
《新》 スポーツ観戦事業	区内で開催されるスポーツ大会等を観る機会の充実を図ります。パブリックビューイング（※42）等でスポーツを観戦することにより、これまでスポーツに関わってこなかった人にも、スポーツに取り組むきっかけをつくっていきます。	スポーツ推進課
親子や家族で参加できるスポーツ教室やイベントの実施	【再掲】 区立スポーツ施設における親子で参加できるスポーツ教室の拡充や、青少年地区委員会の事業等、親子・家族で参加する機会を推進していきます。	スポーツ推進課 生涯学習・ 学校地域連携課
地域におけるスポーツイベントの実施	【再掲】 総合型地域スポーツクラブのイベント実施を支援していきます。	スポーツ推進課

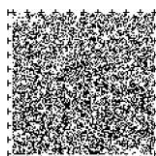
②スポーツ観戦のためのバリアフリー整備

取組名	内容	担当課
《新》 スポーツ観戦のためのバリアフリー整備	「北区バリアフリー基本構想」の各地区特定事業計画等に基づき、障害のある方や高齢者がスポーツを観戦しやすい環境の整備を進めていきます。	スポーツ推進課



スポーツ観戦事業
(パブリックビューイング)

※42 パブリックビューイング：スタジアムや公園・広場の特設会場等に設置された大型スクリーンで、別の会場で行われているスポーツの試合を観戦すること。また、それを目的としたイベント。



(3) スポーツ推進のための庁内連携

様々なスポーツの情報を提供し、区民のスポーツ参加意欲を高めるとともに、必要としている人に情報が届くよう多様な手段を用いた情報提供に取り組みます。

また、スポーツ推進における庁内の連携を図りながら、各種の取組みを進め、効果的な施策の展開に努めます。

【重点施策】

①スポーツに関する情報提供の充実

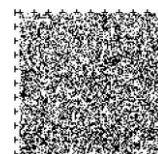
取組名	内容	担当課
広報誌による特集記事の掲載	北区ニュース、北区スポーツ推進委員協議会広報誌「スポルト・デ・キタ」等を通じて、スポーツ活動の特集記事を適時掲載し、スポーツ活動についての理解及び参加の促進を図っていきます。	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課
メディアの活用	J:COM 東京北等のメディアを活用し、スポーツイベントやスポーツ教室の映像を発信することで、区民のスポーツへの興味・関心を高めていきます。	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課
《新》積極的な取材の実施と魅力ある情報の発信	区内のスポーツイベントやスポーツ施設について積極的な取材を実施するとともに、プレスリリースや北区ホームページ、広報番組等を通じて魅力ある情報の発信をしていくことで、区民のスポーツ気運の醸成及び北区のイメージアップを図っていきます。	広報課
様々な手段による情報提供の促進	北区ニュースやホームページ、ツイッター、フェイスブック等、様々な手段を活用し、スポーツ事業を周知していきます。	スポーツ推進課
《新》スポーツ施設における情報提供の充実	デジタルサイネージ(※43)やインターネットの活用等、より多くの方がスポーツ活動への意識・関心を高められるよう、スポーツ施設における情報提供について検討を進めていきます。	スポーツ推進課

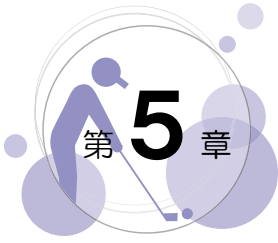
※北区のスポーツ情報の検索については、裏表紙をご覧ください。

②庁内連携体制の検討

取組名	内容	担当課
スポーツに関する情報や区民のニーズ等の実態把握	区民やスポーツ団体等から評価する機会を設けるために、「スポーツ活動に関するアンケート調査」等を適時行い、ホームページ等で公表します。	スポーツ推進課
計画の進捗状況評価	本計画における各施策を効果的に実施していくために、庁内への「進捗状況調査」を毎年行い、施策の進捗状況を把握していきます。	スポーツ推進課

※43 デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関等、あらゆる場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを指す。





推進体制

1 各主体の役割分担

本計画の推進にあたっては、区民、スポーツ関係団体、民間事業者、区等が、主体的にスポーツ活動を推進するとともに、互いに連携・協働を図ることが重要です。

各主体には以下のような役割が期待されます。

【区民】

基本理念の実現に向け、だれもが、生活の中に積極的にスポーツを取り入れ、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも、スポーツに親しみ、楽しむことが大切です。そして、区民の多様性や異質性を認め合えるスポーツ推進によって地域のきずなを深め、日々の生活が健康で活力に満ちあふれたものとなることを期待します。

また、これまでスポーツに取り組んでこなかった人も、スポーツが持つ力を理解し、積極的にスポーツに取り組むきっかけを見つけることを期待します。

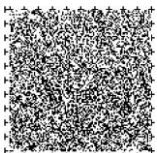
【スポーツ関係団体】

区のスポーツ推進の担い手として、各種教室・イベントでは、企画段階から行政、区民と連携して参画すること、及び、専門性を生かして運営へ参画していくことが求められます。また、行政との連携・協働のもと、多くの区民がスポーツ活動を実施するための働きかけを行っていくことが求められます。

【民間事業者】

スポーツクラブ等の民間事業者は、区民が気軽に親しめるスポーツや運動メニューを開発し、提供していくことが区民のスポーツ活動の推進にとって重要です。

また、指定管理者は、専門的なノウハウを生かし、区民のスポーツ活動に対する多様なニーズに対応していくことが期待されます。

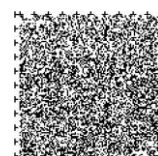


以上、各主体が役割を遂行し、スポーツ推進体制を築くために、区には以下のような役割と責務があります。

【区】

各種教室やイベントにあたっては、区民のニーズを的確に捉え、ニーズを踏まえながら内容について検討するとともに、スポーツ活動を支える地域環境づくりとして、地域におけるスポーツ活動の推進、スポーツ関係団体や指導者の育成・支援、スポーツを楽しむ機会づくりに取り組むほか、指導者の人材育成・派遣体制の構築や相談体制の充実を図ります。

また、区のスポーツ推進をめぐることは、行政が主体的に区民、スポーツ関係団体、民間事業者と積極的に関わり、連携・協働による推進体制を築くとともに、本計画の的確な進行管理を行います。



参考資料

1 策定経過

年月日	項目	内容
平成30(2018)年 10月12日	第1回検討委員会	(1) 検討委員会の運営について (2) スポーツ推進計画の改定について (3) 北区スポーツ推進計画の概要について (4) 国、都、区の関連計画について (5) 現行計画の進捗状況について (6) 区民アンケート調査について
11月16日~30日	北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査	アンケート調査の実施
平成31(2019)年 3月28日	第2回検討委員会	(1) 区民アンケート調査結果等について (2) 区民アンケート調査結果からみる区民のスポーツ活動の現状と課題について (3) 課題のまとめと今後の方向性について
令和元(2019)年 6月7日	第1回庁内連絡会議	(1) 進捗状況の報告 (2) 基本理念・数値目標について (3) スポーツ推進計画の施策体系図について
7月22日	第3回検討委員会	(1) 基本理念・数値目標について (2) スポーツ推進計画の施策体系図について (3) スポーツ推進計画の概要について
8月21日	第2回庁内連絡会議	(1) 第3回スポーツ推進計画検討委員会の意見の反映について (2) 中間のまとめ(案)について
9月17日	第3回庁内連絡会議	(1) 中間のまとめ(案)について (2) 今後の予定について
10月8日	第4回検討委員会	(1) 中間のまとめ(案)について (2) 今後の予定について
12月25日	第4回庁内連絡会議	(1) 第4回スポーツ推進計画検討委員会の意見の反映について (2) 東京都北区スポーツ推進計画(案)について (3) パブリックコメントの要旨及び区の考え方(案)について
令和2(2020)年 2月3日	第5回検討委員会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 東京都北区スポーツ推進計画(案)について

第1章

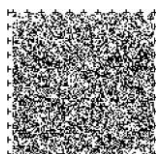
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



2 東京都北区スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

30北地ス第1103号

平成30年4月20日区長決裁

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づく北区のスポーツ推進計画（以下「計画」という。）を改定するため、東京都北区スポーツ推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その検討結果を東京都北区長（以下「区長」という。）に報告する。

- (1) スポーツ推進計画の改定に関すること。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内各種団体構成員
- (3) 公募区民
- (4) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会が第2条の規定による報告をする日までとする。ただし、委員が任期途中で辞任した場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(組織等)

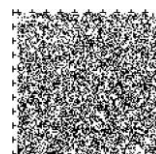
第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会は、区長が招集する。



- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事務、構成、その他の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

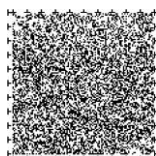
付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会が第2条に規定する報告を行った日限り、その効力を失う。



3 東京都北区スポーツ推進計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職業・所属団体等
学識経験者	柳 さわ かず お雄 やなぎ 沢 和 雄	筑波大学体育系教授
	川 へん やす たか孝 かわ 邊 保 孝	東海大学体育学部生涯スポーツ学科准教授
	森 した とし こ子 もり 下 淑 子	元教育委員・元小学校長
団体構成員	葉 やま そう や也 は 山 相 也	東京都北区体育協会（会長）
	高 やま ひろ ひさ久 たか 山 浩 久	東京都障害者総合スポーツセンター （スポーツ支援課長）
	二 むら まさ のり徳 に 村 正 徳	東京都北区スポーツ推進委員協議会（会長）
公募区民	鈴 き のぶ ゆき之 すず 木 信 之	公募区民
	濱 の かず ひさ久 はま 野 和 久	公募区民
	渡 なべ り え枝 わた 部 理 枝	公募区民
区職員	高 はし よし こ子 たか 橋 美 子	北区立小学校校長会（袋小学校長） ※平成31（2019）年3月31日まで
	高 かくさき まさ ひろ浩 たか 草木 政 浩	北区立小学校校長会（王子第三小学校長） ※平成31（2019）年4月1日から
	綿 ぬき まさ と人 わた 貫 正 人	北区立中学校校長会（赤羽岩淵中学校長）
	小 のむら ひろ ゆき幸 おの 村 弘 幸	健康福祉部長 ※平成31（2019）年3月31日まで
	みね さき ゆう じ一 みね 崎 優 一	健康福祉部長 ※平成31（2019）年4月1日から
	田 たくさかわ あき お夫 たくさ 草川 昭 夫	教育振興部長 ※平成31（2019）年3月31日まで
	小 のむら ひろ ゆき幸 おの 村 弘 幸	教育振興部長 ※平成31（2019）年4月1日から
	あさ かわ けん じ治 あさ 川 謙 治	地域振興部長 ※平成31（2019）年3月31日まで
	せき ね かず たか孝 せき 根 和 孝	地域振興部長 ※平成31（2019）年4月1日から

第1章

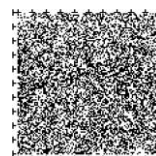
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



4 東京都北区スポーツ推進計画に係る庁内連絡会議設置要領

31 北地ス第1171号
平成31年4月25日地域振興部長決裁

(設置目的)

第1条 東京都北区スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定の庁内調整を図るため、東京都北区スポーツ推進計画に係る庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関する必要事項についての協議及び意見交換
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議の構成は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

(座長及び副座長)

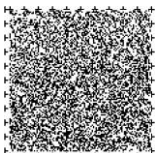
第5条 連絡会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、地域振興部スポーツ推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、地域振興部東京オリンピック・パラリンピック担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、連絡会議を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集等)

第6条 連絡会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者を連絡会議に出席をさせて、意見を述べさせ又は説明をさせることができる。



(代理出席)

第7条 別表に規定する職にある者が連絡会議に出席できない場合には、当該職員が指名する職員が代理して出席することができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、地域振興部スポーツ推進課において処理する。

付 則

この要領は、地域振興部長専決の日から施行する。

別表（第3条関係）

地域振興部スポーツ推進課長
地域振興部東京オリンピック・パラリンピック担当課長
政策経営部企画課長
総務部総務課長
地域振興部地域振興課長
健康福祉部健康推進課長
健康福祉部高齢福祉課長
健康福祉部長寿支援課長
健康福祉部障害福祉課長
まちづくり部都市計画課長
土木部土木政策課長
教育振興部教育政策課長
子ども未来部子ども未来課長

第1章

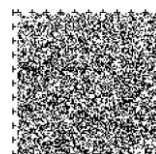
第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料



東京都北区スポーツ推進計画

刊行物登録番号
31-1-154

令和2（2020）年3月

発行：東京都北区地域振興部スポーツ推進課
〒114-8503
東京都北区王子1-11-1 北とびあ 10階
電話：03（5390）1134（ダイヤルイン）

北区のスポーツ情報はこちらを検索ください。

北区 スポーツ

検索

